

名詞句を構成する「の」の研究

—準体助詞「の」の文法性の再規定—

山村仁朗

目次

序章 「の」への注目

第一章 名詞句を構成する「の」の研究史

第一節 「の」が構成する名詞句とその契機

第二節 「の」主要契機説1 形式名詞

第三節 「の」主要契機説2 準体助詞

第四節 連体形語句主要契機説

第五節 おわりに

第二章 「の」の形式名詞性と非名詞性

—併せて語誌—

第一節 準体助詞と形式名詞

第二節 形式名詞1 品詞論的規定

第三節 形式名詞2 その働き

第四節 形式名詞「の」の非名詞性、そして語誌

第三章 「の」の選択条件

—「こと」との置き換え—

第一節 「の」への置き換え

第二節 「の」へ置き換えられない場合1

第三節 「の」へ置き換えられない場合2

第四節 「の」への置き換えの条件

第四章 文末を構成する「のだ」の述語性

第一節 文法上の単位としての「のだ」

第二節 《のだ》の文法性

第三節 《のだ》の成立および形式名詞「の」との関係

第五章 文末を構成する「のか」の表現性

第一節 「のか」の表現

第二節 「のか」の表現性の広がりと信憑

終章 まとめと展望

序章

「の」への注目

## 序章 「の」への注目

久野暉は『日本文法研究』第17章「コト」、「ノ」と「ト」の中で、名詞句を構成する「の」について論じている<sup>1</sup>。同じく名詞句を構成する形式名詞「こと」との違いを述べることにその主眼がある。

私は泳ぐことができる。

英語を話すのは難しい。

久野は「こと」と「の」が形成する名詞句の事態の性質の違いを見出す。「こと」は「抽象化された概念」を表し、「の」は「五感によって直接体験される具体的動作、状態、出来事」を表すとその差異を指摘する。もとよりその差は微細で、その違いを見出し難い。久野は、

(a) 花子は太郎が来ることを期待していた。

(b) 花子は太郎が来るのを期待していた。

を比較して、(b)は「太郎の来ることが決まっていますそれを心待ちにしていた」という意味に近いとする。「五感で体験される実感的動作、出来事を表す」とは、そうしたことであろう。久野はまた、「の」が抽象的命題を承けないことを述べる。

\*人間が羽のない二本足の動物であるのは周知の事実です。

「人間が羽のない二本足の動物である」ことは、五感で感じ取られ

ることではない。久野の論は、形式名詞「の」の用法が実感的なことに由来するとする以上には展開されない。だが、「の」と「こと」との違いを明らかにすることをテーマとする研究はこの久野の論から始まる。その最新の論の一つに中嶋孝幸のものがある。<sup>2</sup>

中嶋は久野が挙げた(a)(b)の例について承認する。そのうえで、主文の述語を「待ち伏せしていた」にすると、「の」と「こと」との違いが鮮明になると述べる。

(c) 花子は太郎が来るのを待ち伏せしていた。

(d) ?花子は太郎が来ることを待ち伏せしていた。

(「?」は文として適格性が低いことの印)

中嶋は動詞「待ち伏せする」は「現実の事態を受けて行われる動作」を表すと述べ、そのことを「の」と「こと」の差異の要素として取り入れる。すなわち、「の」で受け止めた事態は現実の事態を表す際に用いることができるため、(c)は適格な文である。それに対して、「こと」で受け止めた事態は現実の事態を表しにくいので、(d)は適格性の低い文となると述べる。一方、先の動詞「期待する」は「頭に描いた事柄」を目的語として必要とするため、(a)が自然であり、「待ち伏せする」は「頭に描いた事柄」を目的語として必要としないため、(d)は不自然であると感じられるとする。つまり、「の」と「こと」が構成する名詞句の事態と主文述語との間に意味的な連関があることを指摘している。

また、中嶋は井上和子の論を取り上げる。<sup>3</sup>

(e) 少年たちは、水が校庭に流れ込んでくるのを防いだ。

(f) ドルが無制限に流入するのを防がなければならない。

(g) ドルが無制限に流入することを防がなければならない。

井上は(e)が「具体的な進行中のできごと」を表しているから「の」しか使えないと述べる。「の」と「こと」が共に使える場合であっても、「の」を用いる場合は(f)のように「流入する」という事態が具体的に起こっていることを表し、「こと」を用いる場合は(g)のように「実現していない抽象的な事態」を指していると述べる。

つまり、井上は「の」と「こと」の名詞句の表す事態が具体的であるか、抽象的であるかの違いを指摘する。その井上の指摘を承けて、中島は「の」は「話し手の目の前で繰り広げられる現実の事態を表す」ことに用い、「こと」は「必ずしも現実と直接結びつかない観念上の事態を表す」のに用いることを基本的な性格であるとす。ただし、「現実の事態」を表す場合に「こと」を用いることもあると述べる。

(h) 誰かが部屋に入ってきたのに気づいた。

(i) 誰かが部屋に入ってきたことに気づいた。

(共に井上の挙例)

(i) の例がそれである。一方で、同じく「現実の事態」を表す場合でも、(h)と(i)に違いがあることも認めている。二つを比較した場合、「の」を用いた方が、「気づく」対象を「視覚や聴覚からストレートに感知」したものであると言えると指摘する。

続いて、中島は工藤真由美などの論を挙げる<sup>4</sup>。工藤の論は、「の」と「こと」に格助詞「を」をつけた「のを」「ことを」がそれぞれ

れどのような動詞群へと続いていくかを検証するものである。工藤は動詞を「の」をとる動詞、「こと」をとる動詞、「の」「こと」の両方をとる動詞の三種に分類する。

・「の」をとる動詞

感覚動詞…見る、見える、見物する、聞く、聞こえる 等  
動作性動詞…待つ、手伝う、会う、直す、遅れる 等

・「こと」をとる動詞

思考動詞…思う、考える、信じる、疑う、理解する 等  
伝達動詞…言う、話す、聞く、書く、知らせる、伝える 等  
意志動詞…命じる、すすめる、禁じる、許す、望む、  
決める、約束する 等  
表示動詞…示す、さす、証明する、ほめかす 等

・「の」「こと」の両方をとる動詞

認知動詞…発見する、感じる、知る、分かる、気づく、  
おぼえる 等

態度動詞…喜ぶ、悲しむ、驚く、期待する、賛成する、  
否定する

つまり、動詞の語彙差から「の」と「こと」の違いを明らかにしようとする試みである。しかし、工藤の論に対して、中島は「動詞のグループによって「の」をとるか「こと」をとるかという区分が画然と分かれたる」わけではなく、「一定の条件のなかで、「の」をと

る動詞が「こと」をとり、またその逆もあるため、語彙的な区分は確定できないものとしている。工藤自身もこの論文の中でそのことを指摘している。

次いで、中畠は「泣くのをやめた。」という文の二義性に注目する。この文には第一の意味として「すでに泣いていて、その泣いている行為を停止する」という意味があり、第二の意味として「まだ泣いていない段階で、泣くのを思いとどまる」という意味があるとす。この二義性に関しては既に渡邊ゆかりの論がある。渡邊は第一の意味に該当する「すでに行為が行われている」例として、

(j) 無駄な抵抗をするのはやめなさい。

を挙げ、第二の意味に該当する「未来に予定していた行為を中止する」例として、

(k) 太郎は大学に進学するのをやめた。

を挙げる。この渡邊の指摘も勘案して、中畠は第一の意味の「の」を「既然の「の」、第二の意味の「の」を「未然の「の」と名づける。また、このような両方の「の」をとる動詞に「我慢する」があることを指摘する。

(l) 汗が噴き出るのを我慢して温室の中で作業している。(既然)

(m) 欲しい服を買うのを我慢して貯金した。(未然)

(l) が既に実現した事態を表す「既然の「の」」であり、(m) がまだ実現していない事態を表す「未然の「の」」である。「の」をこのように区別した上で、「既然の「の」」は「現実に実現済みの、発話場面でありありと展開が感知される」事態を表し、「未然の「の」」

は「まだ生じていない事態であるから、現前の事態とはなっておらず、言ってみれば話し手の頭の中で展開される」事態を表すと述べる。そして、両者の関係について、「既然の「の」」が「の」の典型であり、「未然の「の」」がやや拡張したものと位置づける。そのように位置づける根拠として、(l)の「の」を「こと」に置き換えると不自然な文になるが、(m)の「の」は「こと」に置き換えることが可能であることを挙げる。

(,l) \*汗が噴き出ることを我慢して温室の中で作業している。

(,m) 欲しい服を買うことを我慢して貯金した。

中畠はこの置き換えが可能であるか否かの差が「の」と「こと」の意味用法の重なりに基づくものであるとする。そうして、「こと」と意味用法が重なり合わない「既然の「の」」が「の」の「中心の本質的部分」であり、「こと」と意味用法が重なり合う「未然の「の」」は「周的部分」であるとす。

中畠は「の」と「こと」の使い分けを考える際「にはそれらの表す事象が「現実の事態を描く個別的な事象」から「観念的に一般化された事象」へと連なる序列があることを念頭に置くことの必要性を説く。「既然の「の」」を用いた構文が「個別的な事象」を描く文、「未然の「の」」を用いた構文が「一般化された事象」を描く文を形成し、後者は「こと」に連続していると述べる。

中畠の論は久野の「五感によって直接体験」されたものと「抽象化された概念」という区別を事態の「現実」性、「観念」性と捉え、それらの連続性を論じたものである。

こうした一連の研究は「の」と「こと」の用法の微差についての記述の精度を高めている。現代語という共時態において「の」は「こと」と並ぶ形式名詞であり、その用法の差が二つの形式名詞の質の差に基づいていることは確かであろう。「こと」がある抽象的な観念として名詞句を構成するのに対して、「の」が実感的現実的なことがらとして名詞句を構成するという差は現代という共時態における両形式名詞の差を示していると言ってもよいであろう。

しかし、同じく現代語という共時態で「こと」は名詞であるにもかかわらず、「の」自体はいかなる意味でも名詞ではあり得ない。それは何ら対象を指標することがない。「の」が名詞でないにもかかわらず、形式名詞であるということの文法性とはどのようなことであろうか。本論文はそれを明らかにすることを目的とする。

1 大修館書店、一九七三年。久野は「来ると期待していた」の「と」も併せて比較しているが、今「の」「こと」に限定して取り上げる。

2 「連体修飾構造中の形式的な「の」「こと」について」

（藤田保幸編『形式語研究論集』 和泉書院、二〇一三年）

3 井上和子『変形文法と日本語（上）』（大修館書店、一九七六年）

4 工藤真由美「ノ、コトの使い分けと動詞の種類」

（『国文学 解釈と鑑賞』五十卷三号、一九八五年）

その他

渡邊ゆかり『文補語標識「こと」「の」の意味的相違に関する研究』

（溪水社、二〇〇八年）を挙げている。

5 注4参照。

第一章 名詞句を構成する「の」の研究史



# 第一章 名詞句を構成する「の」の研究史

## 第一節 「の」が構成する名詞句とその契機

本章は、「の」が構成する名詞句、および、名詞句を構成する「の」についての問題の所在を、従来論じられてきた諸説の検討によって明らかにすることを目的とする。

「花が咲いた。」という文において、名詞「花」は花というもの、すなわち、事物を表している。事物を表すとは、ここで対象としての事物についての指標としての記号であることをいう。名詞とは、その対象指標性を概念とする語である。

同じく、「白い花が咲いた。」では、「白い花」が事物を表している。その一方で、「白い花」は「白い」と「花」とに分析ができる。その分析された二つには、「花」が白いという性質を有する事物であり、「白い」は事物の性質を規定する関係が認められる。従って、「白い花」が対象指標性をもつことを分析的にみた場合、「花」が対象指標性を有することに求められると言えよう。

「白いのが咲いた。」という文において、「白いの」もまた事物を表している。「白い花」と同様、「白いの」も「白い」と「の」に分析することが可能である。しかし、「白い」と「の」の間には、「白

い花」における「白い」と「花」のような関係が認められない。「白い」という性質をもっている事物を、あるいは、「白い」によって規定される対象を、「の」自体は表さない。その点で、「の」は事物を表す語、すなわち、名詞とは言えない。仮に、「の」が対象を指すということができるとしても、それは形式的なことに過ぎない。「の」は概念的には空虚ではない。つまり、「白いの」の中には名詞的な要素が存在しないのである。そうであるにもかかわらず、なぜ「白いの」という形式は文のなかで事物を表すために用いることができるのか。「の」が構成する句はなぜ名詞句となり得るのか。

なお、ここでは問題としている「白いの」という形式のうち、「白い」の部分の連体語句と呼ぶ。

山口堯二によれば、「の」が構成する名詞句は安土桃山時代から江戸寛永期（一六二四〜四三年）以前の間の近世初期に成立したものである<sup>1)</sup>。近代以前に、この「の」について言及した文法書に、富士谷成章『あゆひ抄』（一七七八（安永七）年）がある。『あゆひ抄』の総論部である「大旨（下）」のなかで、「の」について述べている<sup>2)</sup>。

末をも引・靡をも受くる脚結は、末を受くるが常にて、引・靡を受くる時は、靡に名を継ぎて受くべきを省きたる心なり。これを心得て、引・靡に「ノ」といふ里言を加へて当つ。「ノ」文字を名に代ふるなり。たとへば、「と」といふ脚結、末をも引・靡をも受くるに、「人来と」末を受けたるをば「人ガ来ルト」と里し、「心のくると」と靡を受けたるをば「心ガクルノト」と里

す。「心のくる人と」と言ふべきを「人」といふ名を省きたりと心得る故なり。

ここは古代語を口語訳する際の方法を述べた箇所である。「末」「引」「靡」とは活用形のことを指す。「末」とは終止形、「引」「靡」とは連体形のことである。「脚結」とは助詞、助動詞、接尾辞の総称である。また、「里言」とは口語、「里し、里す」とは口語に訳すことを意味する。富士谷は終止形と連体形のどちらにも下接する「脚結」の場合、終止形に続くのが一般的な形式であると述べる。それに対して、連体形に続く場合、連体形の下にはそれを承ける名詞が省略されていることを意味している。そのことを理解して、本書では連体形に「脚結」が続く場合、連体形に「の」を加えて訳す（心ガクルノト）。その「の」は名詞に置き換えることよいと述べている。

ここでの記述から、富士谷は「の」が古代語の連体形と関わりをもち、名詞とも関連すると捉えていることを読み取ることができる。ただし、これらはいくまで古代語に口語訳をつけるための方法を述べているのであって、「の」が構成する名詞句そのものについて論じているわけではない。たとえば、「あやなくも心のくると思ひけるかな」（後撰集・九八〇）は、「心ガクルノト思ッテイタワイ」などのように置き換えるということを指摘しているのである。

「の」の名詞句が文法研究の対象として論じられるのは近代以降のことである。以下、その近代以降の代表的な説について検討していく。

## 第二節 「の」主要契機説1 形式名詞

「の」が構成する名詞句は連体語句と「の」の二つの部分に分けることができる。この名詞句、および、「の」については既に多くの研究がなされている。その中で、この句が文の中で事物を表すことに用いられること、すなわち、名詞句であることについての諸説は、その主要契機を連体語句に求めるか、「の」に求めるかによって大きく二つに分類できる。さらに、「の」に主要契機を求める場合、その品詞としての位置づけの違いに応じて二つに下位分類できる。本節ではこの句が名詞句であることの主要契機を「の」に求め、それを形式名詞と位置づける説について検討する。

「の」の名詞句が事物を表すことと理由として、「の」が事物の概念を表す、すなわち名詞であるからであると考えることができるだろう。それは、「白いのが咲いた。」の「白い」と「の」との関係が「白い花が咲いた。」の「白い」と「花」の関係と等しいとする考えである。「の」の概念によって「白いの」が事物を表すとするのである。この場合、「白い」は「の」が表す事物の概念を規定する連体修飾語となる。

このように捉えた場合、次に「の」が概念的に事物を表すということと証明する必要がある。だが、それは難解である。たとえば、名詞「花」が事物の概念を表すということが文のなかでそれ一語で事物を表すことが可能であることに求めることができるとする（花が咲く。）。しかし、同じ方法で「の」が名詞であるということはで

きない(×)が咲く。「の」の事物としての概念性の存在を何らかに証明できない限り、この説に立つて論を展開させていくことは難しい。ただし、この説は本論文の中での仮定であり、実際にこの説に立つものはない。

このような「の」が事物の概念性を有するとする説はない。しかし、「の」が名詞の低位分類の一つに位置づける説は存在する。「の」を形式名詞と位置づける松下大三郎の説である。松下は形式名詞について次のように規定する。<sup>4</sup>

松下は品詞を名詞、動詞、副体詞、副詞、感動詞に分類する。その一つである名詞を「事物の概念を表す詞」と規定する。また、各品詞を「実質的意義」をもつか否かによって大きく二つに分類する。名詞の場合、「実質的意義」によって分類された二つをそれぞれ「実質名詞」、「形式名詞」と命名する。つまり、松下は「形式名詞」を「形式的意義ばかりで実質的意義の欠けてゐる概念をあらはす名詞である」と規定する。

その「実質的意義」「形式的意義」という概念について、一連の著作のなかで松下は明示的に規定をしていない。その概念について詳しくは次章で検討するが、ここでは名詞の「実質的意義」を事物の概念に関わるものであると捉えて話を進める。たとえば、名詞「箸」の意義を食べるために用いる木製のものと規定すれば、この意義は二つの部分に分けることができるであろう。一つは、「箸」が事物の一つであることの側面、すなわち「食べるために用いる木製の」と記述した箇所<sup>5</sup>に該当する意義と、それが事物であることの側面、す

なわち「もの」と記述した箇所に該当する意義である。この前者を「実質的意義」、後者を「形式的意義」と本論文では捉えておく。後述する井手至は形式的意義を、事物の概念において物や事や人などの範疇としての概念のこととしている。従って、井手は形式名詞を範疇の概念のみを有する名詞と規定していることになる。<sup>6</sup>

松下は形式名詞の形式的な特徴として、常に連体語句を伴うことを挙げる。形式名詞がこの特徴をもつのは形式名詞が「実質的意義」を欠いているため、実際の事物を表すためにはその意義を補充する必要があり、それが連体語句であると説明する。そして、その常に連体語句を用いて事物を表す語、すなわち形式名詞として「の」をそこに位置づける。松下は「の」を「もの」「こと」とともに最も形式名詞らしい語と捉えている。

このようにして、松下は「の」を形式名詞と位置づける。この松下の説を、本章で問題として取り上げた「の」の名詞句が名詞句であること、事物を表すこと<sup>7</sup>の理由へと援用すると、次のようになる。

松下は、形式名詞は常に連体語句を伴うとするが、その連体語句との関係が実質名詞と形式名詞では異なることになる。実質名詞の場合、実質的意義を有しているため、連体語句が規定するものはその実質名詞の実質的意義である。その連体語句と合せた全体は連体語句をもたないものと比較して、名詞としての実質性が濃密なものとなる。「白い花」と「花」とでは、「白い花」の方が実質的意義が豊かであり、対象としての事物の内実がより具体的であるということである。このように連体語句と実質名詞との関係を捉えた場合、

連体語句と形式名詞との関係はこれとは異なるものとなるであろう。形式名詞は実質的意義をもたないからである。形式名詞が事物を表す場合、連体語句が実質的意義を表し、形式名詞が形式的意義を表す。連体語句と形式名詞の役割は、分業的なものである。このように、実質的意義と形式的意義の面から捉えた場合、実質名詞と形式名詞は連体語句との関係を異にしている。「の」の連体語句との関係も同様であり、「白いの(が咲いた。)」の場合、「白い」が実質的意義、「の」が形式的意義を担って、事物を表しているということになる。

だが、このように形式名詞を、実質的意義をもたない名詞と規定した場合、形式名詞が事物を表す名詞であるということはどのようなように保証できるのだろうか。「の」を除く形式名詞の個々の語句には一方で、連体語句を伴わず単独で用いる実質名詞としての用法が存在する。「ものがよい。」「事は急を要する。」などである。これらの実質名詞としての「もの」や「こと」などと、形式名詞のそれらとは文法上は別語であるが、語彙として同じである。その同一語詞の実質名詞と形式名詞の関係を実質名詞の側から見れば、形式名詞とは実質名詞として本来所有していた実質的意義が消失したものと位置づけることができよう。このように、形式名詞の語詞一般が一方で実質名詞であることをもって、形式名詞で構成する名詞句が事物を表すこと、名詞句としてあることの理由を説明できるとしよう。しかし、この方法で「の」の名詞句が名詞句であることの説明はできない。「の」には他の形式名詞と違い、実質名詞としての用法がないからである。

松下の形式名詞の説を用いて、「の」が構成する句が名詞句であることの説明を試みたが、問題解決には至らなかった。

形式名詞の論は、井手至によって、大きく展開する。井手の形式名詞の論自体は次章で詳しく検討することにし、本章では「の」が名詞句であることの理由に関わる範囲で井手の論を考察する。

井手は品詞を機能面から分析し、実質名詞と形式名詞を区別し、形式名詞の働きを明らかにした。井手は実質名詞の機能について特に述べていないが、事物を表すということであるとここでは考えておく。一方、形式名詞を「連体修飾する先行の語句の内容がいかなる範疇に属するものについて述べたものであるかを言い定めるといふ働き、つまり、範疇を規定する機能をもつもの」と規定する。「白いもの(が咲いた。)」であれば、形容詞「白い」が表わす概念に対して、「もの」は物の範疇を規定することで、全体として名詞句として成立していることであろう。井手の論では、その範疇を規定するものが形式名詞であり、「の」もその機能をもつ形式名詞に位置づける。

井手のように、連体語句に対して範疇を規定するという機能の面から、「の」を形式名詞一般と同一と把握することは可能であろう。しかし、機能面から捉えた場合、「の」の範疇的実質を明らかにする必要がある。「の」の範疇的実質は、他の形式名詞一般のように、明瞭ではないのである。「の」の範疇は「人・物・事・時・場所」を表

し、本来表わすべき範囲を超えていると述べる。しかし、その本来表わす範疇が何であるかは述べていない。また、実際の形式名詞「の」は井手の示した範囲をさらに超えて、

ヒマラヤ遠征を行うのには莫大な資金が必要だった。(目的)

遅刻したのは寝坊したからだ。(原因理由)

「目的」や「原因理由」の範疇も表すことが可能である。

仮に、「の」の範疇を規定できたとしても、次にその範疇を「の」が表わすことのできる理由を説明する必要があるであろう。松下説を検討したときに辿ったように、他の形式名詞に関しては実質名詞との語彙として同一性からその範疇を表すと言うことができる。だが、「の」の場合には同一の方法で、その範疇を表すということはできない。別の方法を考える必要があるのである。

形式名詞を機能面から捉えた場合、「の」はまさしく形式名詞と言える。しかし、そう捉えた場合、「の」の範疇的実質の不明瞭であることがより明確になる。そして、その範疇的実質が不明瞭であることは、本章で問題としている「の」が構成する句が名詞句であることとの論理を獲得するには至っていないことを意味している。井手の論は形式名詞の文法性について大きく進展させた。しかし、この面に関してはまだ考察の余地が残っているのである。

寺村秀夫も「の」を形式名詞と位置づける。寺村は形式名詞を「その名詞が独立して自由に、つまり一般の名詞と同様に使われるときにもっている固有の意味が、一定の形(他の語と結びつき)の中で

全部、またはかなりの程度に失われ、ただ文法的特徴からいえば名詞と一応認定される」名詞と規定する<sup>7</sup>。寺村のいう名詞の「文法的特徴」とは「他の語によって修飾されるされかた」や「各種の助詞を伴ってあとの述語につながっていく」点などのことを指す。前者「他の語によって修飾されるされかた」とは、たとえば名詞「本」は名詞によって修飾される場合「先生の本」のように名詞に「の」がついた形で修飾される。形式名詞が名詞によって修飾される場合、同じく名詞に「の」がついた形で修飾される。たとえば、「先生のところがそれである。後者「各種の助詞を伴ってあとの述語につながっていく」とは、「本」を主格として用いる場合、助詞「が」を伴うが、形式名詞も同様の振る舞いをするということである。たとえば、「本がある。」と「おもしろいところがある。」は同じ助詞「が」を伴って、述語につながっていく点で同じであるということである。また、「の」が実質名詞としての用法を持たないことをもって、寺村は「の」が「もの」「こと」などの形式名詞一般よりも名詞としての「固有の意味」がより多く捨象されたものであるとする。「の」の他の形式名詞との差異的な特徴を、「の」の形式名詞の中の位置づけに用いている。形式名詞の捉え方、さらには品詞の捉え方が松下とは異なることを意味している。松下は実質名詞「もの」と形式名詞「もの」とを区別する。同一の語詞であっても、文法上の性質によって、別の品詞とする。それに対して、寺村は「もの」は形式名詞であり、その形式名詞「もの」に実質名詞用法と形式名詞用法があるとするのである。つまり、語詞としての同一性をそれらの用法

の差異よりも優先させている。「の」が実質名詞としての用法をもたないことが、寺村の論の中ではそれだけ名詞としての「固有の意味」の失われているということになるのである。

さて、寺村の先の形式名詞の規定に従えば、形式名詞も本来「固有の意味」を有している。そうであるならば、「の」の「固有の意味」とはどのようなものであったのか。しかし、寺村はそのことについては触れていない。「の」には実質名詞としての用法がないのであるから、そのことに触れる必要がないのかもしれない。しかし、それは「の」が「固有の意味」をもっていなかったということではないであろう。「の」が名詞としての「固有の意味」をもっていなかったとすれば、そもそも「の」が形式名詞であるという位置づけが覆ることになる。あるいは、形式名詞の、実質名詞との関わり方についての説明が成り立たなくなる。実質名詞の用法をもたないことと形式名詞が本来的に「固有の意味」をもつこととは別次元のことなのである。「の」の現象面の記述からは、たしかに「の」の句は名詞句を構成していると言える。しかし、「の」の句が名詞句であるのかということを問う場合、「の」の名詞としての「固有の意味」を明らかにしなければならない問題解決には至らないのである。

寺村の論からも「の」の名詞句が名詞句となることが説明されるわけではないのである。

「の」が構成する名詞句が事物を表すこと、すなわち名詞句であることの理由を「の」を形式名詞と位置づける諸説の知見を用いて

解決を試みた。しかし、これらの知見を用いても解決には至らなかった。問題解決に至らなかったのは、「の」が形式名詞であること、範疇的実質をもつことの説明がなされていないからである。「の」を形式名詞としてここでの問題を解決しようとする場合、このことが今後解決すべき課題と言えよう。

ここで挙げた諸説の他にも、「の」を形式名詞とする説は存在する。それは「の」の文法上の性格が形式名詞一般と非常に近いものとして捉えることの妥当性を示しているであろう。「の」を形式名詞と位置づけるか否かは措くとしても、この「の」の文法性について考察するとき、形式名詞一般との関係について説明を欠くことはできないであろう。

### 第三節 「の」主要契機説2 準体助詞

本節では、「の」の名詞句性の主要契機を「の」に求め、その「の」を準体助詞とする説について検討する。

「の」を準体助詞と位置づけること、ならびに、準体助詞という名称は橋本進吉に始まる。橋本は品詞を文節の構成の仕方に基づいて分類する<sup>8</sup>。語の品詞性について、「或語が、或品詞に属するとは、その語が、幾つかの一定の職能をもち、それを或一定の手段によって表はす事を意味する」と述べる。準体助詞については「他の語に附いて或意味を加へて、全体として体言と同じ職能をもつたものを作る」働きをすると規定する。準体助詞が「他の語に附いて或意味

を加へるとは、「白いのが咲いた。」に即して述べると、「の」が（他の語）である形容詞「白い」の實質の意味に（或意味）「もの」を付け加えるということである。その他、「の」には「のもの」（私のはこれだ。）、「こと」（行くのをやめた。）があると述べる。「体言と同じ職能をもつ」とは、文節構成上、体言と同じ働きをするということである。たとえば、主語になることは体言の代表的な働きであるが、（他の語）に準体助詞がついた全体も主語文節を構成することができるということである（白いのが咲いた。）。

ここで、橋本の説に従って、「の」の名詞句性の問題を考えてみると、形式名詞の説同様、「の」が事物の意味を表すのはなぜかという点で行き詰まる。助詞は附属語であり、独立的な意味を有して単独に文節を構成可能な自立語とは異なるからである。ただし、このことは「の」に限ったことではなく、橋本の準体助詞の語詞「から」「ほど」にもあてはまる問題である。「から」「ほど」のもつ實質の意味については、「から」が名詞「柄」、「ほど」が名詞「程」と語彙的に関連があり、そのことが準体助詞「から」「ほど」のもつ實質の意味を保証していると言えるでしょう。だが、同じ方法で「の」の意味の實質性をもつことを説明できないのである。

橋本の説に従う場合も、「の」が事物の意味、体言的意味の實質性をもつことの説明が今後なされていかなければならないのである。

橋本はある語にある品詞の資格を与える働きをする辞という共通性のもとに、準体助詞と助動詞と準副体助詞（私の本）の三つを合

わせて「準用辞」と呼ぶ。この「準用辞」の、準用するという性格を展開させたものに佐久間鼎の「吸着語」がある。「吸着語」とは「前に来る語句に何かの品詞の資格を与える」語と規定する<sup>1)</sup>。橋本が「準用辞」と呼んだものの中から、助動詞を外し、いわゆる形式名詞を含めたものを「吸着語」とする。佐久間は「吸着語」を「前に来る語句」に与える「品詞の資格」に応じて「名詞的な吸着語」「性状についての吸着語」「副詞的および接続詞的な吸着語」「時に関する吸着語」「条件・理由についての吸着語」と分類する。

佐久間は「の」を「前に来る語句」に名詞の資格を与える「名詞的な吸着語」と位置づける。その「名詞的な吸着語」として佐久間が挙げているものを若干の整理を加えて、掲げると次のようになる。

・名詞的な吸着語

【人に関するもの】

ひと ひとたち かた かたがた やつ やつら もの(者) ものども 連中 てあい どうし ジン ゴジン

【物に関するもの】

もの(物) ホー(方) ブン(分)

【事に関するもの】

こと はなし テン(点) かど シダイ(次第) ケン(件)  
よし(由) おもむき(趣) ギ(偽) むね(旨) ふし(節)

ふしぶし

【事態・様態に関するもの】

ばあい (場合) シマツ (始末) はこび はめ め  
あんばい (塩梅) ぐあい (工合・具合) ヨース (様子・容子)  
チヨーシ (調子) モヨー (模様) ありさま (有様) てい (体)  
ふり

【時に関するもの】

とき (時) うち (中、内) あいだ (間) ころ (頃)  
おり (折) ジブン (時分) セツ (節) トーザ (当座)  
サイチュー (最中)

【程度を示すもの】

ほど くらい だけ ばかり

【事由・所存を示すもの】

ゆえ ゆえ (故) ゆえん (所以) き (気) かんがえ (考)  
つもり ショゾン (所存) ゾンネン (存念) はず

これらの中で、「の」以外に橋本が準体助詞とするものは「ほど」だけである。これらの語詞は全て前節で検討した井手が形式名詞の語詞として挙げているものである<sup>1)</sup>。そして、その形式名詞の語詞で

ある「名詞的な吸着語」は機能的な共通性から規定された一つの品詞である。それはつまり、名称は異なるが井手の形式名詞の説と同様の観点からこれらの語詞を捉えているということである。

そうすると、佐久間の説から「の」の句の名詞句性の問題を解決しようとする、井手の説を検討したときと同様の問題が生じることになる。佐久間は「名詞的な吸着語」について「それ自身は限定されていない或種のわくを示す語」と述べる。それは井手のいうところの範疇的意味ということであろう。その「名詞的な吸着語」が「或種のわく」をもつことは「名詞的な吸着語」が一方で実質的な名詞としてあることによって保証されるとするならば、「の」が「或種のわく」をもつことの保証は同じ方法では保証できないのである。

前節と本節では「の」が構成する名詞句の名詞句性の主要契機を「の」に求める場合、今後何を解決しなければならぬかという視点から先行研究を検討してきた。前節では「の」を形式名詞とする説、本節では同じく準体助詞とする説について検討した。

前節と本節の検討から、「の」は範疇を規定するということは現象記述の面から言うことができるであろう。しかし、「の」がなぜ範疇的な意味をもつのかということについてはまだ解決がなされていない。「の」の句の名詞句性をもつことの理由について考察する場合、その点を明らかにしなければならぬのである。



#### 第四節 連体語句主要契機説

本節は前々節、前節とは逆に、「の」の名詞句が名詞句であること  
の主要契機を連体語句にみる節の検討を行なう。その代表的なもの  
として、山田孝雄の論がある。

山田は古代語を中心に文法論を展開するが、第一節で述べたよう  
に、「の」の名詞句は室町末から近世初期にかけて成立する。それ以  
前は用言が体言に転用された準体言がその役割を担っていたと山田  
は捉えている。

古代語の活用語連体形の用法として、山田は連体用法、準体言用  
法、述格用法の三つを挙げる<sup>12</sup>。そのうちのひとつとして準体言が関  
わる。準体言とは、正確にいえば、「その本性を変ふることなくして  
臨時に資格を転じて文句中に」体言として用いられる用言のことで  
ある。たとえば、「喜ぶはよく怒るはあし。／怒れるは彼れにして喜  
ぶは我なり。」がそれである。その準体言の性質について、山田は「一  
面に於いて用言としての活動を有しつつ、しかも文句中にありては  
体言に準ぜられ、それらの資格を以て取扱はるゝ」語であると述べ  
る。

古代語においては、その用言が連体形であることが準体言の形式  
であり、それが用言連体形の用法の一つであるとする。近代の口語  
の準体言形式は古代語と同様、用言が連体形であるものと、用言の  
連体形に「の」を下接させたものがあると<sup>13</sup>。後者の形式とは  
「待つてゐるのはつらい。／たしかなのにきめる。」などである。す

なわち、「の」の名詞句を山田は口語の準体言と捉えるのである。現  
代においてはこの「の」を伴う形式が一般的であり、「の」を伴わな  
い形式は「負けるが勝ち。」などの慣用的な表現にしか用いない特殊  
な形式となっている。

山田は、「の」の名詞句を、用言連体形が担っていた準体言の用法  
を形式的に引き継いだものと捉えている。従って、「の」の名詞句に  
おいても、「の」に上接する連体語句がこの名詞句の名詞句性を担っ  
ていると捉えるとしてよいであろう。

このように、山田の論を連体語句主要契機説と捉えた場合、なぜ  
連体語句が名詞句性をもつのかということが次に問われなければなら  
ない。この問題は連体語句が用言の連体形であるということから  
考えていく必要がある。山田自身がこのことを問題として取り上  
げるわけではないが、ここでは山田の論を少し推し進める形で検討  
する。

古代語の準体言、たとえば、「雪の降りたるは言うべきにもあらず。」  
は形態として体言をもたないが、質的な意味では体言「こと」が認  
められる。その「こと」を形態としてもつものが形式名詞「こと」  
が構成する名詞句「雪の降りたること」である。この「こと」に上  
接している「(雪の)降りたる」は用言連体形の用法から言えば、連  
体用法である。「雪の降りたること」と準体言「雪の降りたる」とは  
ことがらを表す名詞句であるという点で同じである。両者の違いは  
体言的意味である「こと」を外形としてもつか否かということだけ  
である。その準体言の「雪の降りたる」とその外形をもたない「こ

と」との間に、「こと」の名詞句に認められる「雪の降りたる」と「こと」と同様の関係をみるならば、連体形の準体言用法とは、連体形連体言用法の一形式であると捉えることができよう。この用言連体形の準体言用法の質を、「の」の名詞句の連体語句がそのまま引き継いであるとすれば、連体語句そのものに概念的な意味で名詞句性をもっているわけではないことになろう。外形をもたない体言をそこに取り込んでいるだけなのである。

このように推し進めた山田の論は、第一節でみた『あゆひ抄』の記述が思い返される。「引・靡を受くる時は、靡に名を継ぎて受くべきを省きたる心なり。」に近い。連体形(引・靡)用言を直接「脚結」承ける場合がある。連体形用言には本来、名詞が続く。この場合はその本来続くべき名詞が省略されているのである。そういう意味であると理解しなければならぬ、と『あゆひ抄』は述べている。

また、連体語句に主要契機をみる場合、「の」の役割が何であるかということも問われることとなる。山田はこの「の」を格助詞「の」の一用法とし、「体言の地位を充してこれを代表する」ものであると述べる。「白いの(が)」の「の」は体言の位置に現れるが、体言の代りをしていただけで、自身が体言であるわけではないということであろう。ただし、山田は「の」が体言ではないとするが、体言の代りにそれを表しているということは「の」にも何らかに体言との関わりを認めているということである。ということとは、連体語句だけが一方的に名詞句性に関わるわけではない。名詞句であることの中での連体語句と「の」との関係性についても検討する必要がある

う。

ところで、山田は「の」が体言の「代表」をすると述べているが、先の『あゆひ抄』の記述にも似た表現があった。「ノ」文字を名に代ふるなり。」である。これは「の」と口語訳したものの、内容の理解の仕方について説明した箇所である。「の」を名詞に置き換えて理解しなさい、ということである。「代ふる」と「代表」とで意味が異なるが、「代ふる」ということは「の」が名詞の代りを成し得ているということであるから、「の」と名詞との関係について、山田は富士谷と同様の捉え方をしていると考えてよいであろう。

現代の日本語文法研究の中でも近世期の文法研究として富士谷成章の論は本居宣長とらんで高く評価されている。その富士谷の学説を近代以後、最初に高く評したのは山田孝雄である。山田の文法論が富士谷の学説を大きく継承していることは日本語学史上、通説と言ってよい。準体言の考察においても山田は『あゆひ抄』から大きな影響を受けていると言えよう。

#### 第五節 おわりに

「の」が構成する名詞句が名詞句であること理由を巡って、それに関わる先行研究を検討する形で、「の」が構成する名詞句、および、名詞句を構成する「の」についての問題点を考察してきた。先行研究は名詞句であることの主要契機を連体語句に求めるか、「の」

に求めるかによって大きく二つに分けることができる。そのうち、「の」に主要契機を求める場合、「の」が名詞句性をもつということの説明をなさなければならぬ。連体語句に主要契機を求める場合、連体語句が名詞句性をもつことの理由、「の」の役割、連体語句と「の」との関係性について明らかにする必要がある。

以上のように問題点を整理しておいて、次章では「の」の文法性について考察していく。

<sup>1</sup> 『構文史論考』（初出は「準体法の推移と準体助詞「の」の形成」『大阪大学教養部研究集録人文社会科学』四一集、一九九三年）  
<sup>2</sup> 本文には中田祝夫・竹岡正夫『あゆひ抄新注』（一九六〇年、風間書房）を用いる。

<sup>3</sup> 挙例は『あゆひ抄新注』による。

<sup>4</sup> 松下大三郎『改撰標準日本文法』（一九七四年、勉誠社。初版は一九二八年、紀元社）

<sup>5</sup> 『遊文録 国語学篇』（一九九六年、和泉書院。初出は「形式名詞とは何か」『講座日本語の文法』第三巻、一九六七年、明治書院）

<sup>6</sup> 注5に同じ。

<sup>7</sup> 『日本語のシンタクスと意味』第Ⅱ巻（一九九〇年、くろしお出版）

<sup>8</sup> 『国語法研究』（一九四八年、岩波書店）

<sup>9</sup> 橋本は「誰ぞ」「何ぞ」の「ぞ」も準体助詞とする。「ぞ」は「疑問の語」に、不定の意味を加えるとする（或人・或物）。しかし、この場合、「疑問の語」に既に体言としての意味が含まれている。その意味で、他の準体助詞の語詞のように、体言性を付与するとは言えない。その意味で、ここでは準体助詞としての考察から省いておく。

付言しておくくと、「の」も「私のは」のように、体言に接続する場合、「私」そのものが体言であるため、体言性を付与していないと言えなくもない。しかしこの場合、その語で指している対象が人から物へと変化している。その意味で、体言に改めて別の体言性を付与していると言える。それに対して、「誰」と「誰ぞ」では同じく人を表しており、「ぞ」が体言「誰」に改めて体言性を付与しているとは言えない。その点で、両者は異なる。

<sup>10</sup> 『現代日本語法の研究』（一九五二年、恒星社厚生閣）

<sup>11</sup> 井手は佐久間の「吸着語」も先行研究として検討しているため、井手が形式名詞として掲げるものの中で全て「名詞的な吸着語」が含まれていることはある意味で当然である。

<sup>12</sup> 『日本文法学概論』（一九三六年、宝文館）

<sup>13</sup> 『日本口語法講義』（一九二二年、宝文館）

## 第二章 「の」の形式名詞性と非名詞性

—併せて語誌—

## 第二章 「の」の形式名詞性と非名詞性

### ―併せて語誌―

本章では名詞句を構成する「の」の文法上の性格ならびに品詞としての位置づけを行う。それを次の順序で述べていく。

前半では、形式名詞についての先行研究を辿りつつ、形式名詞としての「の」の性格を明らかにする。まず、橋本進吉の「準体助詞」と「形式名詞」の規定の仕方を検討する。次に、「形式」という概念の検討を行い、形式名詞の作用面を考察したうえで、形式名詞としての「の」の性格を規定する。

後半では、「の」の形式名詞としての特異性、すなわち非名詞性について、語誌を絡めて論述する。その論述から「の」の「準体助詞」性の再規定を行う。

現代語におけるこの語の用法の由来は、その文法性に結びついて

### 第一節 準体助詞と形式名詞

名詞句を構成する「の」は従来、準体助詞か形式名詞のどちらかに位置づけられてきた。橋本進吉が「の」を準体助詞と位置づけたことは第一章に述べた。その一方で、橋本の品詞体系の中には名詞の低位概念として形式名詞が存在する。準体助詞と形式名詞を橋本はどのように捉えていたか。本節はそのことを検討する。

初めに、橋本の準体助詞の規定を再確認しておく<sup>1)</sup>。橋本は品詞を語の文節構成上の職能に基づいて分類するが、準体助詞については「他の語に附いて或意味を加へて、全体として体言と同じ職能をもつたものを作る」職能を持つ「辞」と規定する。

橋本の説明を補足しておく。まず、「他の語」とは準体助詞が下に続く語のことを指す。準体助詞はその「他の語」に「或意味」を加えるという。加える「或意味」は個々の準体助詞の語詞によって異なる。「の」の加える「或意味」には「のもの」「もの」「こと」の三つがあり、「他の語」が用言の場合、その加える「或意味」は「もの」「こと」のどちらかとなる。その「他の語」に「或意味」を加えた全体は体言と同じ職能をもつという。体言の職能とは具体的にはさまざまであるが、代表的なものとしては主語になることや目的語になることが挙げられる。つまり、「他の語」に「或意味」を加えた全体が主語や目的語になるという体言の職能をもつたものとなるということである。そして、その体言と同じ職能をもつたものを作る

ことを職能とする助詞を橋本は準体助詞と規定するのである。橋本は準体助詞の語詞として、「の」のほかに、「誰ぞ」「何ぞ」の「ぞ」、「三百斤からの重さ」「さうなつたからは」「向ふへ着いてからが心配だ」の「から」、「三つほどが丁度よい」「買つておくほどでもない」「心配したほどの事もない」「今までほど勉強しない」の「ほど」を挙げる。

橋本は体言と同じ職能をもつものの具体例として、「行くの(を)」を挙げる。「行くの」は「行く」と「の」の二語で構成されている。つまり、「行くの」自体は語(特に、詞)ではない。ただし、「行くの」全体は一つの体言(詞、語)であるかのような働きをする。一つの語ではないが、全体で語であるかのような振る舞いをする。「(語)に準ずる」ということに重点をおいて(準用語)と呼ぶ。その体言に(準ずる)「準用語」(この場合、体言に準ずる)を構成するのが準体助詞の働きとする。準体助詞は体言に準ずる準用語の構成上の中心をなすものであると捉える。

橋本は準体助詞が構成する準用語に体言の職能があることを指摘するが、橋本文法において準体助詞はあくまで活用をもたない「辞」、すなわち、助詞である。「辞」とは「詞」とともに品詞を二分する概念である。「詞」を「単独で文節を構成し得べき」語、「辞」を「常に詞に伴つて文節を構成する」語と規定する。つまり、準体助詞とは、体言に準ずる準用語を作る働きを持ち、それ自身に体言としての職能があるが、体言としての独立性をもたない語なのである。

一方、形式名詞について、「名詞としての働きを有するが、それ自

身の有する意味は薄く、常にその実質を表はすべき語がこれに伴ふ」名詞と規定する。<sup>2)</sup>「こと」「もの」「ところ」「間」「故」「為」がその代表的な語であるとする。

ただし、形式名詞は一方で、名詞として独立に用いられることを指摘する。その場合、ある名詞が形式名詞として用いられるのはその名詞の特殊な場合と見ることができると述べる。また、「件、方、分、辺、向」は独立して用いられることができなく、連体的修飾語を常に要する点で形式名詞の中でも特別なものであるとする。しかし、たとえば、「この前に残しておいた分(は)」は「この前に残しておいた」と「分(は)」のように分けることができるように思われ、これらの特別な形式名詞も、名詞としての独立性を全く失つたものとも考えられないと述べる。

橋本における準体助詞と形式名詞とは体言としての職能を有する語である点で共通している。しかし、体言としての独立性、すなわち自らが「詞」としての体言資格を有しているか否かという点で両者を異なるものと捉えているのである。

橋本の準体助詞と形式名詞の差異はたしかに認められる。だが、形式名詞の個々の語は、連体的修飾語を伴って用いられることが一般的であり、実質名詞として独立的に用いられることは稀である。また、連体修飾語を伴った場合において、形式名詞の文節には「詞」としての独立性を認めることはできる。しかし、それもあくまで連体的修飾語を伴った形式であることが前提となっている。ならば、

形式名詞と準体助詞との体言としての独立性の有無の違いを認めたくえで、連体修飾語句を伴うということの共通性を重視して、準体助詞と形式名詞を同じ品詞として扱うことも可能なのではないか。その場合、一つの品詞の中で、形式名詞の語詞と準体助詞の語詞とはどのような関係にあることになるか。

## 第二節 形式名詞1 品詞論的規定

形式名詞については松下大三郎の命名以来、多くの研究がなされてきた。本節と次節では、形式名詞研究の中で指摘されてきたことを確認し、本論文における「の」の形式名詞としての性格を規定する。本節では山田孝雄、松下大三郎、橋本進吉の研究を考察する。それは、形式名詞研究のうち、品詞論的立場からの研究を辿るということである。

山田孝雄の最初の文法書『日本文法論』は一九〇八年に刊行される。松下大三郎の『標準日本文法』(一九二四年)、『改撰標準日本文法』(一九二八年)、『標準日本口語法』(一九三〇年)より先に、山田文法が確立する。形式名詞は、松下大三郎の命名に始まるもので、山田孝雄は形式名詞という用語を用いない。また、山田孝雄『日本文学概論』は一九三六年刊行で、松下の文法書が刊行されてのちの著作であるが、山田は形式名詞という用語を用いない。山田孝雄は形式名詞という用語を用いないのであるが、その語詞に注目して

はい。山田はどのようなことに注目していたのか。一方で、これらの語詞を名詞の下位概念としての品詞に設定しなかった。それはなぜか。それらの点に注意しながら山田の説を確認する。

山田は名詞を「事物の概念を直接に代表せるもの」と規定する<sup>3)</sup>。また、その「事物の概念」は「思想の対象」となることができるものであり、従って、「事物の概念」は「実在し、又は実在せるものなり」と思惟する個体的観念<sup>4)</sup>であるとす。その「実在すと思惟せらるゝもの」は、「想像的」「理想的」、あるいは「空想的」「事象的」、「具象的」「抽象的」、「形而上」「形而下」であっても、とにかく「或る実在をあらはす」ものであるならば、それは名詞であるという。

さらに、ある語を一つの概念として、思想の対象として扱う時、それは名詞の資格を有していると述べる。たとえば、副詞「既に」、助詞「ば」であっても、

「既に」は所謂副詞なり。

「ば」は接続をなす助詞なり。

のように、「思想の対象として即一の概念として取り扱われている」場合は名詞であると説明する。また、「元来属性をあらはす」用言が、「属性を具有せる実体を名づくる」名詞へと変化する現象があることを指摘する。その例として、

水<sup>4)</sup>、かすみ、たゞみ、かみそり、使、侍、うたひ、ねがひを挙げる。それとは別に、用言の表す「属性を抽象的に一の概念」にした名詞があることを指摘する。

赤、白、黒、悲しさ、楽しさ

などである。

このように、山田は名詞の性質及び意義を概観したあと、項を改め、「名詞中特別の注意を要するもの」で、形式名詞の語詞について論じていく。山田はまず、名詞であるにもかかわらず、従来、副詞、接続詞、接辞に誤って位置づけられていたものがあると指摘する。誤られてきたのは、それらが名詞として「特別な性質を有せる」からである。誤られてきた名詞には二種類あり、一つは「其の意義頗る汎にして、単独にては如何なる意義なるかを仔細に捕捉し難きまで見ゆる」名詞であり、もう一つは「事物の間の関係を抽象的にあらはせる」名詞であるという。このうちの前者として、形式名詞の語詞が、その表す概念とともに挙げられている。整理すると、次のようになる。

- 「故」「為」 ……事物の理
- 「時」「間」「処」「事」「物」 ……普遍的形式
- 「ほど」「位」「ころ」 ……事物の程度
- 「條」「件」 ……事物の列挙的形式

山田は、これらは体言の職能を持つことは他の名詞と同じであるが、その表す意義が広範であるため、これらの語を制限する語を上に加えることが多いと述べる。山田のいう「体言の職能」とは、主体となること（花は咲かず）、客体となること（池の水はうす氷せり）、補充となること（人に物を与ふ）、体言の修飾となること（桜の花（助詞「の」「が」を伴う）、用言の修飾となること（我と手を砕く。（助詞「に」「と」を伴う）を指す。一方で、単独用いられる

ことも稀にあると述べる。これらの語は接辞や接続詞と誤認されてきたが、接辞は単独で用いられることがなく、接続詞は単独で現れる場合でも接続の意味がある。従って、これらの語詞は接辞や接続詞とは異なる」と指摘する。

山田が挙げている例を、一つの語詞につき一例ずつ、職能を添えて示す。

- おもひいづる時ぞかなしき。 (主体)
- 人ひとりを思ひかしづき給はんゆゑは。 (主体)
- つくまの神のためならば。 (客体)
- たいめんせで、月日のへにける事わすれやしたまひけむ。(補充)
- 汝が恨む所其のいはれなきにあらねども。 (補充)
- この頃の空のけしき。 (体言の修飾)
- 月のほどになりぬれば。 (用言の修飾)
- 旅へいくあひだに盗人あひたり。 (用言の修飾)
- 頃、単独で用いられる例を挙げる。
- 頃は、霜月十五日。
- 時は秋になむありける。
- 程は雲あになりぬとも。
- ゆゑしもあるごと人のみらくに。

山田は、これらの名詞が上接する連体句はこれらの名詞を修飾することはもちろんであるが、これらの名詞の意義が広範で連体句にまとまりを与え、ただ体言の資格をもつものにしていただけのように見えるという。そのため、これらの名詞の前後の意義ばかりが目



立ち、これらの名詞が接続詞であると誤認されるのであると説明する。また、単語がこれらの名詞を修飾する場合も同様に(月のほど)、意義が漠然としているため、修飾する語の意義が強く聞こえ、接辞であるように見えることがあるが、それも誤認であると指摘する。山田はこのように、名詞の中で意義が広範なものとして形式名詞の語詞にすでに注目しているのである。

山田は続けて、これらの語詞について特別に述べる必要はないが、一般の人々が誤って理解しているようであるため、特別にこれらを取り上げたのであるとの旨を述べて、この語詞についての説明を結んでいる。これらについて述べたのは、誤解している人々が多いという現実的な面からの要請であって、文法論上の必要性からではないとする。つまり、山田は文法上、これらの語詞を名詞一般と区別する必要はないため、形式名詞という名詞の下位品詞を設けなかったのである。

山田は形式名詞だけではなく、日本語は名詞の下位分類の必要がないと『日本文法学概論』に詳しく述べている。日本語の名詞には地名、人名等を特別に記す規定もなく、そのような規定を設ける必要がない。また、英語のような冠詞もない。だから、日本語では名詞を、普通名詞と固有名詞、集合名詞や物質名詞と抽象名詞などの区別をする必要がないとする。英文法などの名詞に、固有名詞・普通名詞・集合名詞・物質名詞・抽象名詞などの区別があるのは、名詞を用いる際に、冠詞の有無(語法)や最初の文字を大文字にするか否か(書記法)などの法則があり、また「性」と「数」に関する

規則が名詞にあるため、下位分類するとする。しかし、日本語にはそのような区別がないため、意義の面から名詞を分類することは可能であるが、あくまでも意義上のことに留まるのであって、文法上、名詞を下位分類する必要はないと説く。

山田は、形式名詞の語詞は名詞一般と文法上区別する必要がないため、形式名詞という下位品詞を立てなかったのである。従って、山田以後、形式名詞という下位品詞を設ける場合、名詞一般との文法上の違いということに特に注意を払う必要があるだろう。

次に、松下大三郎の形式名詞について検討する。名詞の下位分類として形式名詞を設定することはその名称とともに松下大三郎から始まる。まず、松下の「形式」とはどのような概念であるのかを検討していく。

松下は文法上の単位として、「断句」「詞」「原辞」の三つを設定する。「断句」とは一つの具体的了解を表すもので、言語の構成上の最高単位であるとする。一般的に「文」に該当する単位である。「詞」とは、断句の成分であり、その語のみで一つの観念を表すものである。「詞」にはいわゆる自立語が該当する。一方で、「行きます」「驚きに水を遣る」などのいわゆる附属語は、それ自体のみで観念を表さないから「詞」にはなっていないとする。必ず他語に接続して、それと共に一つの観念を表す、一詞となるとする。上記の例であれば、「ます」「に」「を」が「詞」ではなく、「行きます」「驚きに」「水を」が一つの詞であるとするのである。いわゆる文節に近い概念で

ある。「原辞」とは、詞を構成する単位で、言語の構成上の最小のものであり、これ以上分解することができない単位のことであるという。いわゆる語に該当する単位である。そのうちの、いわゆる自立語は「詞」と「原辞」の両面をもつことになる。たとえば、名詞「春」はそれ一語で観念を表すという面では「詞」であり、一方で「春」はそれ以上分解することが出来ないという面では「原辞」である。

松下は断句・詞・原辞の三段階のうち、詞の段階で品詞を取り扱う。詞は断句を構成する成分であり、その構成の仕方に応じて詞を分類したものを「品詞」と規定する。従って、松下の品詞には助詞、助動詞は存在しない。松下は品詞として、名詞、動詞、副体詞、副詞、感動詞の五品詞を設定する。

松下の「名詞」とは、事物の概念を表示する性能をもつ詞のことである。いわゆる代名詞もそこに含まれており、一般にいう体言に近いものである。そのため、「名詞」に含まれる語は、通常の名詞よりも多いことになる。

松下は詞の断句の構成の仕方によって品詞を分類したが、その分類した品詞を別の基準によって下位分類を行う。その基準の一つに「実質的意義の有無」がある。第一章第二節で少し触れたが、本節では詳しく考察する。

「実質的意義」とは「形式的意義」と対立する概念であり、詞の意義には実質的意義と形式的意義があると松下は述べる。つまり、実質的意義と形式的意義とは意義の面から分析した詞の二つの面である。たとえば、一つの動作を表す動詞「勉強する」において、「勉

強」は実質的意義を表し、「する」は形式的意義を表すとする。実質的意義とはその語の意義の実質面をさす語であり、形式的意義とはその語の意義の形式面をさす語であろう。意義の形式面とは、動詞「勉強する」の場合、その意義が動作であること、といったその語の表す意義の根本の部分の意味のことをさす。松下は「する」という形態（あるいは原辞）がそれを表していると分析する。

その実質的意義の有無、および、実質的意義のあり方から、意義的に品詞は四分類されると松下は述べる。その四つを一覧にした松下の表を挙げておく。

- 一、本定的 常に一定した実質的意義が有る。  
∴ 「勉強」「花」「行く」
- 二、代指的 臨時に実質的意義が定まる。  
∴ 「此れ」「然り」「斯く」
- 三、未定的 未定な実質的意義が有る。  
∴ 「誰」「何」「どんな」
- 四、形式的 実質的意義が無い。  
∴ 「者」「する」「於て」

この四分類に応じて、松下は名詞を四つに分類する。  
〔改撰標準日本文法〕二一九頁

- 一、本名詞 直接に事物の概念を表示する名詞  
普通の文法書にいう名詞  
∴ 「花」「政治」「日本」「昭和」など
- 二、代名詞 或る基準を設けその基準と事物との関係に依つ

て指示的に間接にその事物を表示する名詞

普通の文法書でいふ定代名詞

∴「我」「彼」「其れ」「己れ」など

三、未定名詞 不定な実質的意義を表す名詞

普通の文法書の不定代名詞

∴「何」「幾つ」「なにがし」「若干」など

四、形式名詞 形式的意義ばかりで実質的意義の欠けてゐる概念をあらはす名詞

∴「者」「こと」「ため」「由」など

『改撰標準日本文法』二二二—二二四頁の記述を、  
執筆者が先の二一九頁の一覧風に、整理した）

ここに、「形式名詞」が登場する。松下の形式名詞の「形式」とは意義に関わる概念で、実質的意義をもたず、形式的意義のみを表すということをしていっている。先に、松下の名詞とは、事物の概念を表示する性能をもつ詞であると述べたが、名詞における形式的意義とは、事物であるということであろう。その、事物であること、意義のうえで名詞であること、名詞としての意義のうえでの形相だけを表すのが、すなわち、形式名詞なのである。つまり、松下の「形式」とは、意義上の形相の謂いなのである。

続いて、松下の形式名詞に特徴的なことを述べていく。松下の「形式」は意義に関わる概念であったが、形式名詞も意義の面から分類した名詞の一つである。松下が名詞を本名詞・代名詞・未定名詞・形式名詞に四分類するが、そのうちの本名詞・代名詞・未定名詞の

三名詞は実質的意義のあり方は異なるが、実質的意義をもつ点で共通している。その共通性のもとに、この三名詞を一つにまとめなおして、実質名詞と呼ぶ。実質名詞とは、実質的意義をもつ名詞のことであり、実質的意義を有無によつて形式名詞と対立させる。

形式名詞が連体修飾語句を伴うという外形上の特徴もまた、意義の面から説明される。形式名詞は形式的意義しかもたないため、実際に用いる際は、実質的意義を補充しなければならない。連体修飾語句はその形式名詞に欠けている実質的意義を補うものであるとする。一方で、連体修飾語句を伴わない単独用法のものは実質名詞とし、同じ語詞であっても形式名詞とは別品詞として扱う。

もの 本名詞の「もの」は「物」の意だが、形式名詞の「もの」は「者」の意だ。

こと 実質名詞の「こと」は「事」の意であるが、形式名詞の「こと」は「事」と違ふ。

『改撰標準日本文法』二二二—二二四頁）  
実質的意義をもつゆえに、単独用法として用いることができるのである。形式名詞の場合、たとえば、「来る者は拒まず。」では、連体修飾語なしでは名詞としての実質的意義が不完全であるため、文として成立しないとされる。

この同一の語詞を実質名詞と形式名詞とに分けて位置づける方法は、先の山田孝雄のものとは大きく異なる。山田の場合、松下が同一の語詞を形式名詞と実質名詞というように分類したものを、文法上の一語とし、単独用法と連体修飾語句を伴う用法をもつことで、

むしろ実質名詞一般と区別せず、名詞を下位分類しない。その意味で、松下の品詞論は山田よりも意義を重視したものであるということができよう。

ここで、本論文の中心にある「の」について触れておく。松下は名詞の分類は意義を重視したものであり、外形上の特徴も意義の面から説明がなされた。その結果、形式名詞の語詞は連体修飾語句をもつか否かで文法上、別の名詞と位置づけられる。そのことは同時に、単独用法はもたないが、連体修飾語句を伴う限り、形式名詞一般と同様の分析が可能である「の」を形式名詞と位置づけることとなった。松下文法では、この「の」を、「もの」「こと」とともに、形式名詞の代表的な語詞と位置づけている。橋本文法では「の」を準体助詞として扱い、形式名詞と位置づけないことは、既に、第一章第三節で述べた。

最後に、松下の形式名詞を記しておく。

もの	こと	の	訳	筈	方 <small>かた</small>	奴	方 <small>ほう</small>	為
所	所以	中 <small>うち</small>	儘	由	儀	箇所	件	人 <small>じん</small>
向	とち	どうし	分	部	目	たけ	辺	
節	際	段	砌	都度	てい	様	たび	ふう
通り	せみ							

『改撰標準日本文法』二四一、二四二頁)

松下にやや遅れるが、橋本進吉も形式名詞を品詞として設けている。次に、橋本は「形式」概念について検討する。

橋本は、文節の構成の仕方に即して、語を分類する<sup>7</sup>。それが橋本文法における品詞である。文節とは文を構成する単位のことである。橋本はまず、単独で文節を構成することができるか否かによって、語を「詞」と「辞」とに大きく二分する。「詞」とは単独で文節を構成することができる語であり、「辞」とは常に詞に伴って文節を構成する語のことである。

続いて、橋本は文節の種類に注目する。構成する文節の種類と、自身が活用するか否かに応じて、「詞」を下位分類する。文節の種類には、大きく分けて、切れる文節と続く文節の二種がある。切れる文節とは、その文節が意味上、そこで切れて、他に続いていかない文節のことをいう。続く文節とは、その文節が意味上、そこで終わらず、他の文節に続いていく文節のことである。その文節の種類を、自らの形態上の変化によって示すものが活用であると規定する。その二つの基準によって、詞を用言、体言、副用言、感動詞の四つに下位分類する。そのうちの体言とは、活用をせず、文節の切れ続きを自らは示さないものとする。職能による品詞分類はここで終わる。

通常の品詞論では、体言は、さらに名詞、代名詞、数詞に分類されるが、それは語義の相違による分類であると橋本は述べる<sup>8</sup>。そのように了解したうえで、橋本は、体言の下位分類を行う。意味の面から、体言とは、〈もの〉〈こと〉を対象化して表すものとする。その対象化の仕方の違いによって、体言を名詞、代名詞、数詞に分類

する。代名詞とは、指示対象と指示の基点との関係によって、〈もの〉〈こと〉を対象化して表すものである。数詞とは、数の面から〈もの〉〈こと〉を対象化して表すものである。それに対して、名詞とは、事物の性質によって、〈もの〉〈こと〉を対象化して表すものである。

このように、名詞を規定し、さらに名詞を実質名詞と形式名詞に分類する。実質名詞と形式名詞との違いを語義の濃淡にみる。形式名詞とは、表わす意味が希薄な名詞であるとする。

橋本文法で、形式名詞が問題となるのは、それが常に連体修飾語句を伴うことである。橋本は、その特徴を、松下と同様に、語義が希薄であるという意義の面から解釈する。しかし、常に連体修飾語句を伴うのであれば、形式名詞は詞ではなく、辞であるという事になりかねない。そこで橋本は、前節で取り上げたように、形式名詞の詞としての独立性を主張する。松下が実質名詞として区別した、形式名詞の語詞の独立用法を、橋本は形式名詞が名詞であることの証とする。また、独立用法をもたないものであって、連体修飾語句と形式名詞との間には意味の切れ目があり、やはり体言としての独立性をもつと指摘する。

橋本文法において、形式名詞とは、それを詞と認めるかぎり、体言としての職能をもち、事物をその性質によって表す名詞である。しかし、連体修飾語句を常に伴い、詞であるということ自体が危うい名詞であるといえる。つまり、橋本の「形式」とは、橋本文法の品詞分類の第一基準である、文節構成上の働きということであると考えられる。

橋本の形式名詞を掲げておく。

・名詞

ところ こと もの 時 頃 為 訳 奴 たび  
 間 故 筈 件 條 ほど 位 方<sup>かた</sup> 方<sup>ほう</sup>  
 由 分 所以 向<sup>むき</sup> 部<sup>ぶ</sup> 目 たけ 辺 節  
 砌 際 段 都度 体<sup>てい</sup> 様<sup>やう</sup> たび 風 の<sup>の</sup>

・副詞的

條 節 砌 際 都度 筈 件 分 方<sup>かた</sup>  
 方<sup>ほう</sup> 辺<sup>へん</sup> 内 向 同志 ところ こと もの はず  
 時 頃 ほど 為 間 故 位 通り 様  
 まま 度 毎

〔『国文法体系論』七七―七九頁〕

同じ「形式」という概念であっても、松下と橋本ではその内実が大きく異なっている。その異なりは、形式名詞が連体修飾語句を伴うという性格の捉え方において、顕著である。

松下は、形式名詞が連体修飾語句を常に伴うことに対して、意義が不完全であるとやや消極的に述べる一方で、概念の表し方が分業

的であり、最も発達した名詞というように形式名詞のあり方を積極的に捉えている。形式名詞を、事物であるという名詞の形相を意義としてもつ、名詞の中心の意味を表す名詞と評価する。

一方の橋本は、形式名詞にも独立用法がある、独立用法がなくとも独立性を完全に失ったわけではないと主張するように、常に連体修飾語句を伴う形式名詞のあり方に対して消極的である。形式名詞を、文節構成上は体言であるが、外形からは完全に名詞であるとは言い難い名詞と評価する。

このように、松下と橋本の説は形式名詞に対する名詞の中での位置づけが異なる。その一方で、名詞を意義によって下位分類するという点で共通する。松下の品詞論では、意義の実質と形式による分類は、全ての品詞の、同一品詞内の分類の際の重要な基準であった。また、橋本の品詞論は、職能による分類によって体言を析出し、そのうえで意義による分類を行い、体言を名詞・代名詞・数詞に分類し、さらには、名詞を実質名詞と形式名詞とに分類した。一般に、松下文法は理論を重視、橋本文法は形態を重視した文法論であると評価され、両文法論は全く異なる観点からの論であるようにみえるが<sup>1</sup>、名詞の分類においては意義を基準にして分類するという点で共通している。

山田孝雄は、形式名詞の意義の特異性を認めていたが、名詞を分類しなかった。形式名詞は、連体修飾語句を伴うことが一般的であるが、その一方で独立用法ももっていた。そのため、外形上、実質名詞との区別はない。つまり、山田文法では、意味の違いと外形の

異なりが対応し、初めて文法上の差異があるとするのである。その点で、松下と橋本の文法論は、山田文法よりも、意義を重視した品詞分類をおこなっていると評することができよう。

最後に、意義による名詞の分類について触れておく。松下は、実質的意義の有無によって、実質名詞と形式名詞を分類した。しかし、橋本が形式名詞のもつ意味を「薄い」と述べるように、実質名詞と形式名詞の意義は連続的なのではないか。たとえば、実質名詞「桜」と形式名詞「もの」は、実質名詞「花」を介して連続的である。「花」と「桜」は、共に実質名詞であるが、両者には意義の階層（ヒエラルキ）差が認められる。その違いを概念の内包と外延から説明すれば、「桜」は、「花」よりも、内包が豊かであり、外延が狭い。逆に、「花」は、「桜」より、内包が貧しく、外延は広い。その、「桜」から「花」へ、さらに、「花」をより内包が貧しく、外延が広い方へ、すなわち、「桜」とは逆方向へと概念の階層を進めれば、「もの」へと行き着くだろう。実質名詞と形式名詞には、意義上の差異が認められるのは確かであるが、その違いは連続性をもつのである。形式名詞がもつ実質名詞としての用法とは、その連続的であることとの端的な現れということができよう。

形式名詞という用語は松下大三郎に始まる。それとほぼ同時期のものとして橋本進吉の規定があった。それぞれ異なる概念規定である。しかし、両者はその差異を概念の連続の中で捉えようとする点では共通している。その限り、実質名詞と形式名詞とは連続的な

ものであり、決定的な区別はないことになろう。

### 第三節 形式名詞2 その働き

佐久間鼎と井手至によつて、形式名詞研究は大きく展開する。両氏は、形式名詞の、上接する連体修飾語に対する働き（機能）に注目する。

佐久間鼎は、従来の品詞分類には理論的に考えていくと、いろいろと不具合な点があると述べる<sup>1)</sup>。その一つとして、単語を〈詞〉と〈辞〉に二分するという枠組みを批判する。

ここでは、〈詞〉とは、それだけで独立して用いることができる語、〈辞〉とは、いつも他の語と共に現れて、他の語に附属して用いる語のことをさす。

従来、品詞論において、最初に語を大きく二分することは当然のこととして行われてきた。しかし、その二分法で、一方に収まりきらないものがあると佐久間は指摘する。やや詳しくいえば、〈詞〉と〈辞〉のどちらかに位置づけるならば、独立して用いることができるため、一応〈詞〉ということになるが、実際には他の語句を承けてそれと一緒になくては役割を果たすことのできない語があるというのである。形式名詞もその一つに数えられている。

それらの語の位置する場所として、佐久間は、〈詞〉と〈辞〉のほかに、〈吸着語〉という場所を設定する。〈吸着語〉とは、橋本進吉

の〈準用〉という概念を援用したものである。

本章第一節で触れたように、〈準用〉とは、語がある品詞の資格を得て、その品詞と同等に用いられることである。橋本は、その〈準用される語〉に〈ある品詞〉の資格を与える辞を〈準用辞〉と呼び、助動詞・準体助詞・準副体助詞の三つの辞を〈準用辞〉と位置づけている。<sup>1)2)</sup>

佐久間は、〈詞〉と〈辞〉に収まりきらない語詞に、〈準用辞〉の性格を見出す。そして、これらの語に上接する語句とともに一つの品詞のような役割をすると述べる。つまり、問題の語詞とは、具体的な内容を示す他の語句を承けて、それとともにある品詞の資格を得るといふ性質をもつものであり、この語詞の側からいえば、前に来る語句に何かの品詞の資格を与える働きをもつ語であると述べる。そして、それらの語詞の位置づけられる場所を〈吸着語〉と名づける。

形式名詞は、その中で、上接語句とともに体言の資格を得るものであり、その上接語句に対して体言の資格を与える働きをもつ〈名詞的な吸着語〉と位置づける。ここで、佐久間の挙げる〈名詞的な吸着語（形式名詞）〉には次のものがある。

人に関するもの

ひと ひとたち かた かたがた やつ やつら もの(者)  
ものども 連中 てあい どうし ジン ゴジン

物に関するもの

もの(物)    ホー(方)    ブン(分)

事に関するもの

こと はなし    テン(点)    かど    シダイ(次第)    ケン(件)  
よし(由)    おもむき(趣)    ギ(偽)    むね(旨)  
ふし(節)    ふしぶし

事態・様態に関するもの

ばあい(場合)    シマツ(始末)    はこび    はめ    め  
あんばい(塩梅)    ぐあい(工合・具合)  
ヨース(様子・容子)    チョーシ(調子)    モヨー(模様)  
ありさま(有様)    てい(体)    ふり

時に関するもの

とき(時)    うち(中、内)    あいだ(間)    ころ(頃)  
おり(折)    ジブン(時分)    セツ(節)    トーザ(当座)  
サイチュー(最中)

程度を示すもの

ほど    くらい    だけ    ばかり

事由・所存を示すもの

ゆえ    ゆえ(故)    ゆえん(所以)    き(気)    かんがえ(考)

つもり    ショゾン(所存)    ズンネン(存念)    はず

『現代日本語法の研究』三二八—三三二頁)

通常、「の」を除く大抵のものが〈詞〉と取り扱われるものである<sup>1)</sup>。しかし、これらは上接する語句とともに「準用」され、名詞の資格を与える語へと用法を発達させたもので、十分に独立する自立語ではなくなっていると佐久間は述べる。

同じ語詞であっても、〈詞〉としてのその語と、〈吸着語〉としてのその語とは異なる。その証拠として、〈吸着語〉として用いられた場合の意味が〈詞〉の場合に用いられることはないとする。たとえば、

アメリカへいつて来たものは、だれでもそっくりです。

では、「もの」は「何かの資格をもつ人」「何かの限定をうけている人」を表す〈吸着語〉である。普通、この「もの」は〈詞(名詞)〉と扱われる。しかし、この「もの」の意味で、「者がどうした」「者がどんなだ」のように用いることはできない。必ず、内容を限定する語句を伴わなくては語として成立しない。つまり、〈詞〉と〈吸着語〉とは異なるとするのである。

佐久間の論は、従来の品詞分類が、語を〈詞〉と〈辞〉とに二分することへの反省を促す。その中で、佐久間は〈詞〉と〈辞〉と並ぶ〈吸着語〉という枠組みの必要性を主張する。それは、単語の基本的な分類を三分法とするということである。

だが、〈吸着語〉全体を通してみると、従来、〈詞〉であるとされてきたもの、〈辞〉であるとされてきたものの両方がある。それらに



どのような整合性をもたせるか。また、〈詞〉〈辞〉と〈吸着語〉との関係を精密化する必要もある。たとえば、佐久間は、〈名詞的な吸着語〉に対して、〈辞〉として片づけることにはまた難色があると述べるが、〈詞〉と区別した〈吸着語〉の、〈辞〉との関係を明確にする必要がある。

また、〈吸着語〉の規定に関して、明確でない点がある。上接する語句に品詞の資格を与えるとする一方で、「一つの句または節を承けることができるはたらきに特に留意したい」「それはやがて限定（装定）をまっているものなのです」と述べる。佐久間は、後者の規定の面から、これらの語に〈吸着〉という名称を与えている。その規定が、比喩的であるに止まっていることが顕著である。

しかし、形式名詞を機能面から捉えることは佐久間に始まる。

井手至は、形式名詞が、従来、十分に認識されることなく見過ごされてきたと述べる。それは、日本語についての品詞論は八品詞、あるいは、十品詞に分類する方法を取るものが多く、その場合、形式名詞は一品詞として立てられることがなく、名詞の中に位置づけられ、特に注意されることが少なかったからであるとする。<sup>14</sup> その形式名詞の研究史を、次のように整理する。

山田孝雄は、形式名詞を名詞の下位品詞として設けなかった。しかし、『日本文法論』の中で、「名詞中特別の注意を要するもの」という項目を立てて説明しており、これらの語詞には注目していることを指摘する。山田は、形式名詞について、「其の意義頗る広汎にして、

単独にては如何なる意義なるかを仔細に捕捉し難きまでに見ゆるもの」とし、特に「上下二分の意義のみ著しく見え、従つてこの体言が接続詞なりと誤解せらるることあり。又単語が之を修飾せる場合にも、なほ其の意義漠たるが為に修飾せる語の意義が強く聞ゆるに よりて、接辞の如く見らるることもあれど、そはなほ体言たるなり。」と述べる。それに対して、井手は、形式名詞は名詞の中で異例のもので、名詞らしからぬ名詞であるが、日本語の名詞の中に存在することは事実であると述べる。

次に、松下大三郎は、形式名詞を論じることの中で、従来の品詞分類では形式名詞を位置づける場所がないとする。形式名詞を名詞とするならば、代名詞も名詞ということになり、名詞の意味が広くなる。形式名詞を名詞、代名詞以外のものとするならば、その場所が必要になる。従つて、従来の品詞分類、体言を名詞と代名詞に下位分類するという説は不合理であるとする。井手は、その松下の論を、形式名詞を考えるうえで「傾聴に値する論説」であると述べる。

また、松下の説を承けた木枝増一は、形式名詞の表す意義は漠然としているため、その語だけとり出して見たのでは、一定の概念表されていないと述べる。形式名詞は、それだけで単独に文の成分になることはできず、事物の名称を表すという名詞の定義が完全にあてはならない。ゆえに形式名詞は体言として完全でないと述べていることを指摘する。<sup>15</sup>

さらに時枝誠記も、形式名詞が何らかの修飾語を伴い、それを含めた全体で始めて主語なり述語なりに立ち得る独立性のない名詞で

あり、名詞として相応しくないものであると述べていることを指摘する<sup>16</sup>。

これらの先行研究における形式名詞の非名詞的であることの指摘に対して、井手は、形式名詞は、厳密には、従来一般に行なわれてきた国語の品詞分類では割り切れないものであり、品詞分類の剰余の部分にその位置を占めるものである。決して名詞の下位分類として位置づけられるものではないとまとめる。

その一方で、従来の品詞論の中で形式名詞が扱いにくい理由として、それが西洋文典の影響を多分に受けているからであると指摘する。しかし、西洋文典的な品詞分類で上手く律しきれないものこそ、日本語の表現特性を顕著に窺い知ることができるのであると述べる。その従来の品詞論では、十分に論じ切れていない形式名詞の「語詞の本性（語性）」やそこに潜在する「構文的機能（職能）」を明らかにすることを試みるとする。

まず、井手は現代語の形式名詞の具体的な語詞を意味の上で整理しつつ挙げる。ここに井手のものを少し形を変えて掲載する。

#### A 人の範疇

ひと・者・かた・やつ・同士・やから・向き・連中・  
てあい・の

#### B 物の範疇

物・分（ぶん）・方（ほう）・部・類・部類・やつ・の

#### C 事の範疇

こと・点・の・むね・よし・ところ・話・うわさ・次第・  
ふし・件（けん）・条（じょう）・儀・仕儀・趣

#### D 時の範疇

時・折・頃（ころ）・場合・際・あいだ・節・間（かん）・  
時分・うち・最中・さなか・たび・つど・ごと・ついで・  
当座・間（ま）・まぎわ・まえ・のち・うえ・やさき・  
ところ・以前・以後・とたん・せつな・拍子・はずみ・  
傍ら

#### E 場所の範疇

ところ・とこ・あたり・きわ・辺（へん）・そば・うち・  
さき・まえ・うしろ・うえ・なか・した・箇所・の

#### F 状態の範疇

風（ふう）・分（ぶん）・通り・調子・ふり・様子・  
ぐあい・なり・恰好・さま・あんばい・はこび・まま・  
様（よう）・体（てい）・体たらく・仕末・模様・有様

#### G 程度量の範疇

ほど・ばかり・だけ・位・分（ぶん）・程度

#### H 目的の範疇

ため

I 原因理由の範疇

わけ・せい・いわれ・故・仔細・ゆえん・あげく・ため

J 意思の範疇

つもり・気・考え・所存・心底・予定

K 蓋然態の範疇

はず

L 代償の範疇

かわり

これらの形式名詞は、それに先行する連体修飾語句を伴って現れるとき、その連体修飾語句の内容がそれぞれ（A↖L）の表す各範疇に属する事柄について言ったものであることを示すと述べる。続いて、それぞれ（A↖L）の具体例を挙げる。

a 切符の切れない方はありませんか。

b すこし餌を与えすぎたためか折角食べたものでまで吐き出してしまった。

c 臨海学校で経験したことを私に話してくれました。

d 出かけようとした時に来客があったので、すこし遅れてしまった。

e ちょうど物置きの蔭になったところにかくれていた。

f 近ごろ男のか女なのか女なのか女なのか女なかわからない変ななりをして街を歩いている人が多い。

g 柿の木の下枝に手が届くほどに成長した。

h ヒマラヤ遠征を行うためには莫大な資金が必要だった。

i そのように高く評価されるいわれはまったくないのである。

j 今日は映画を見に行くつもりです。

k 明後日にはお宅に届くはずです。

l 頭の悪いかわりによく勉強する。

井手はこれらのうち用例 a↖c を用いて、形式名詞の機能（働き）を具体的に説明する。用例 a の場合、形式名詞「方」は「切符の切れない」の部分で「人について言ったものであることを示し」、用例 b では形式名詞「もの」が「折角食べた」の部分で「物の範疇にあるものとして表現したものであることを示し」、用例 c では形式名詞「こと」が「臨海学校で経験した」の部分で「事の範疇に属すべき事柄として言ったものであることを示している」と述べる。

井手は、ここで、形式名詞の働きを、連体修飾する先行の語句の内容がいかなる範疇に属するものについて述べたものであるかを言い定める、つまり、範疇を規定することであると指摘する。

先にみた佐久間鼎は、品詞論の中の、「詞」と「辞」に二分する枠組みを問題として取り上げ、その中で形式名詞を扱った。それに対して、井手は、前節で取り上げた松下大三郎や橋本進吉と同様、形式名詞の文法性を明らかにすることを目指している。松下や橋本が

形式名詞の性格を意義の面に求めたのに対して、井手はその機能に注目し、形式名詞の文法性を取り出したのである。

井手を承けて、内田賢徳は、範疇を意味するということを更に展開させている<sup>17</sup>。内田はまず、実質名詞と形式名詞を連続的な階層に捉える。名詞すなわち「実際の名辞」とは、対象としての事物についての指標としての記号、すなわち対象指標性をもつ語のことであるとす。その上で対象としての事物には、範疇という階層があり、それに応じて名詞にはその範疇の実質に応じた作用の差が存するという。例えば、

この花とあの花は桜である。

という文で、「桜である」は、「この花、あの花」として指された具体的な事物を、梅ではなく桜という範疇に属するものとして規定する。それは、更に、「一般の名詞、例えば「花」はそれに属する存在（花と呼べるもの）をそこに統べている」こととして、すなわち、名詞一般の性質としてその語で表す対象を「そこに統べる」作用性が認められるとする。但し、その作用は実際の名辞「ハナ」の働きにあつて潜在的である。一方、

これは桜というものだ。

にあつて「ものだ」の「もの」は「〜というもの」の語法に見られるように、常に「〜」を「もの」に位置づけようとする働き（それに範疇を与える）が現実的である」と述べる。実質名詞と形式名詞では、統べるという作用性の現れ方が異なつていて、

これは桜という花だ。  
これは桜というものだ。

の二文にあつて、前者の「桜という」は「これは花だ」の「内包を更に個別的、具体的なものとし、限定を与える」、つまり「これは花だ」を規定することに働き、この文は「これは花だ」と「（その）花は桜という」の二句の総合として理解される」とす。後者は「これはものだ」が文としての実質をもたないことに示されるように（これはこのものに他ならない）、「これは」の主語性に対する述語が「桜」というものだ」の全体であるという在り方をもつ。「ものだ」はその述語の中にあつて、「桜という」を存在物の一般性へと統べて、述語の形式面を担っている」とす。そしてその働きこそが形式名詞を一般の実質名詞と分かつ主要な契機であつて、連体部分と「もの」など形式名詞との関係は、そのような連体語句を主語資格において、形式名詞は述語の資格にある（範疇という規定を与える）と言えるだろう」としている。「これは桜という花だ。」と「これは桜というものだ。」という文の構造上の異なりは「桜」と「花」の概念の相対的な異なりと「桜」と「もの」との個別と一般という質的な異なりということに帰されるのである。前者では事物の関係に対して裏面的な位置づける作用性が後者では表面的である。

そして、「もの、こと」ですら持っていた、

ものは良いが値段が高い。

ことは急を要する。

といった実質的な用法の一切を持たない形式名詞こそが準体助詞

「の」であるとする。それは空虚な実質と純粹な統べる作用とを持つ、言わば純粹形式名詞と規定する。

内田の論は、形式名詞の述語性という作用面に注目して、その働きを明らかにした。そこからは、準体助詞「の」の、形式名詞一般とは異なる展開への視座が開かれよう。

次節は、その「の」の非名詞性を、語誌とともに取り上げる。現代の用法へと至るのいかなる由来をもつのか、それは非名詞的であることの本質と関わる。

#### 第四節 形式名詞「の」の非名詞性、そして語誌

形式名詞「の」は範疇としての実質概念を持たず、ただ名詞としてまとまりを与える―範疇を規定する働きだけを持つと述べてきた。形式名詞一般と比較するとき、範疇の実質概念を持たないことは形式名詞としての「の」の際立った特徴と言える。すなわち、名詞としてのそれは、概念的に空虚なのである。なぜ形式名詞としての「の」はこのような特殊な性格を持つのか。

元来「の」は、「が」と並んで、名詞間の連体関係を構成する要素であった。「玉の〈能〉御統」(記歌謡)「平群の〈能〉山」(同)、「梅が〈我〉花」(萬5・八四五)といった古例がある。それは、活用語連体形の用法、「天なるや〈那流夜〉弟棚機」(記歌謡)と連体法を二分する、古代日本語の基礎的な用法であった。それは、現代語に

も及ぶ。

夏休みに読む本を見つけた。／私の本を返してください。

そして、連体助詞「の」は「が」とともに連体法と並んで、従属句内部の主格の用法を担っていた。

弥彦おのれ神さび青雲の|〈青雲乃〉たなびく日すら小雨そほ  
降る (萬葉集 卷16 三八八三)

我妹子が|〈吾妹子之〉植ゑし梅の木見るごに心むせつつ涙  
し流る (萬葉集 卷3 四五三)

一方、用言連体形には、連体法とともに、文の終止となる用法(以下、終止法)、連体句がただちに名詞句となる用法(以下、名詞法)が存する。(但し、終止用法は係り結びの連体形による結びを除く。)

この二つは、日本語史の中で密接なつながりをもっている。まず終止法は、

葦原の しけしき小屋に 菅畳 いやさや敷きて 我が二人  
寝し|〈斯〉 (記歌謡一九)

を古例とする。この用法には、一種の感慨が込められていて、それはこの文末がそこに体言を予定的に有して(予料して)、体言終止と等価な、すなわち感動喚体文を構成しているという見方を導く。山田孝雄の規定による喚体文とは、通常の述定をなす「主語―述語」の語順をもつ述体文と異なつて、連体修飾句に体言(名詞)と終助詞が続く「妙なる笛の音よ」のような形態の文を指す。この種類の文は、それを基本として、体言を文末にもつ形態に広がりをもつ。右の連体形終止法は、それに準じた一形態である。たとえば、この

連体句の部分は、さながらに連体句準体言であると言えよう。連体句準体言は、上代の例は少なく、「たく龔 さやぐ〈具〉が下に」(記歌謡)が古例として見られる。用例の少なさは、上代に頻出する、通称ク語法つまり活用語がク語尾をもつ名詞句、「実の無けく〈久〉」(記歌謡)の多さと関わりがあるろう<sup>1)</sup>。ク語法が衰退した(「いわく、思わく」は現代まで残った例)中古には多くの例を見る。

いづれのおほん時にか……いとやんごとなききはにはあらぬが、すぐれてときめきたまふありけり。 (源氏物語 桐壺)

は、よく知られた例である。

その後、連体形名詞法と終止法には、大きな変化が起こる。動詞の終止形と連体形の同形化である。終止形と連体形は四段活用にあつて、元来同形であつた。動詞の中でもっとも語彙の多いそれに他の活用型も類推によつて同形化の傾向が進んだ。そしてそこに今一つ、連体形終止法の多用によつて、この形式がもともつていたはずの感動文の一類型という表現価値が減衰してしまい、普通の述定形式、つまり述体文との間にあつた区別が失われてしまうという変化が起こつた。この二つが相俟つて、連体形が終止形の位置も奪つてしまうという現象が起こり、それは動詞から他の活用語に及び、近世初頭には一般化していたとみられる。

おそらくそこに現れたのがあらためて連体法であることを形の上で補つて連体句準体言を構成する方式であつたのではないのか。

太郎冠者「さやうに申たれ共、お国こそたのふだ人をぞんじたれ、爰元ではしつた者がござなひほどに、はやう代

物をおこさせられひ

大名 「せんどそちへわたひたのは何としたぞ

太郎冠者 「それははやつかふてござる

(虎明本狂言 雁盗人)

もはや形態上の区別はつかないが「の」の上接部分は連体形である。もつとも、この「の」の用法には、酷似した古例が存する。

否と言へど強ふる志斐のが〈強流志斐能我〉強ひ語りこのこと聞かずて朕恋ひにけり

(萬葉集 卷三 二二六)

「の」は題詞「天皇志斐の媼に賜ふ御歌一首」にみえる(志斐の媼)のことである。一見まさしく形式名詞の用法と言えそうだが、この歌の条件を考える必要がある。天皇は天智、萬葉集初期の、歌謡風の歌い方が残る口頭性の強い「シふるシヒのがシヒがたり」という繰り返しの中で、また音律の制限から生まれた、個別の文脈依存的な省略と見るべきであろう。<sup>1)</sup>

近世初頭から現れたこの「の」の用法は、連体句準体言の衰退の中、それに替わつて現れるこの用法にあつて、「の」は、単に連体句の資格をそこに形式的に与えればよいのであつて、そしてそれがその形式名詞「の」の文法的な意味であつた。それは、言わば形式名詞になりすますのである。

この用法は、モノ名詞に出発し、コト名詞に広がる。<sup>2)</sup>

武悪 「やい太郎冠者、なんぢが言ふ事をまことと思ふて、

ひよつと出たれば、まことに鳥の目を縫ふて放したやうな事をして、曲もない者ぢや、是非にかまわぬ、急いで討たせませ

太郎冠者「そなたが嘆きやるのをば思ふては、今日は人の身の  
上、明日はわが身の上、世の中に宮仕いなどをせう  
物ではない

(狂言記 武悪)

連体助詞であった「の」が、述べてきたような語誌の果てに連体  
句準体言から引き継いだ形式名詞性は、ここであらためて〈準体助  
詞〉と称してよいであろう。

付言すれば、近年の連体形準体法の衰退と準体助詞「の」の成立  
に関する論と本論文とは次のような関係になる。

従来、連体形準体法が衰退し、それを補うものとして活用語承接  
の準体助詞「の」が成立したと言われてきたが、信太知子は、その  
従来説の再検討をおこなう<sup>21</sup>。

まず信太は、先行研究の検討をおこない、準体助詞「の」は、体  
言承接の準体助詞「の」(君のは絹なり。)から生じ、体言の代わり  
をする用法(誰がのなるらむ。／人妻とわがのとふたつ)を經由し  
て、成立したとするのが妥当であると<sup>22</sup>。その場合、準体法の  
消滅と、「の」の成立に時間的な隔たりがあり過ぎると指摘する。

そこで、信太は渡辺実の〈準体法〉の論を取り上げる<sup>23</sup>。渡辺は

〈準体法〉とは被修飾体言が事物であること、事態であることを表  
示するだけのものである場合、連体成分が被修飾体言の体言資格を  
自身の中に含んで、連体成分がそのままの形態において体言化した  
ものであるとする。

渡辺論を承けて、信太は、準体法の衰退とは、それに含まれてい  
た形式名詞が外形をもって現れることであり、準体助詞「の」が成  
立するまでは、形式名詞が準体法を補償するものとして用いられて  
いたのではないかと述べる。そして、準体法の使用率の急激な低下  
が起こった近世初頭に「の」が成立したのではないかと仮説を立て  
た。

その信太説を再検討する試みが近年なされている。青木博史は、  
信太の指摘には重要なものが多く含まれているが、これまでその指  
摘が具体的に検証されて来なかったと指摘する。青木は、信太の指  
摘が〈コト〉タイプの「準体型名詞節」に当てはまるか否かを考慮  
に入れながら、補文を構成する名詞節の歴史的变化について考察す  
る。

青木は、中古語における準体型名詞節と〈コト型〉名詞節との使  
用範囲を調査し、現代語の〈コト型〉名詞句と〈ノ型〉名詞句につ  
いての諸説についての検討をおこない、古典語から現代に至るまで、  
〈コト型〉名詞句は終始〈コト型〉で、古典語の〈準体型〉名詞句  
は現代語では〈ノ型〉が引き継いでいると指摘する。

さらに「の」の成立・発展に関して、〈モノ〉〈ヒト〉を表すこと  
を明確に指し示すために、同一名詞準体の句末に付接するようにな

り、〈モノ〉から〈コト〉への拡張が起こり定着したものであり、準体名詞節が衰退し、それを「の」が補償したのではなく、「の」の発達こそが、準体名詞節を衰退させたのではないかと推測する。

青木の説は、「準体名詞節」を統語的、意味的な面から分析したもので、中古から中世末に掛けて変化がないことを指摘した。一見、信太までの従来の説と対立するように見えるが、準体法全体に「衰退」がなかったと述べたものではない。

また、先に述べたように「の」が準体句に付接するようになった理由について、青木は、〈モノ〉〈ヒト〉を表すことを明確に示すためと述べるが、それこそが準体法の衰退を示しているのではないか。そうであるならば、青木の論は、従来の準体助詞「の」成立説について、連体形準体法の衰退が統語的、意味的な性格の面には及んでいないということを明らかにしたと言える。

本論文で述べた形式名詞「の」の非名詞性が助詞としての本来性に由来するという主張は、近年の日本語史研究の成果とも対応するだろう。

そして、本章で述べてきたこの「の」の用法は、〈準体助詞〉としてのあり方の中から、現代語の中であらたな展開をもつようになる。第四、第五章に扱う、「のだ」「のか」がそれである。



- 1 『国語法研究』(岩波書店、一九四八年)
- 2 『国文法体系論』(岩波書店、一九五九年)、石垣謙二、柴田武の講義筆記箇所からの引用。
- 3 『日本文法論』(宝文館、一九〇八年)
- 4 「水(みず)」は「瑞」の名詞化
- 5 宝文館、一九三六年。「第七章 名詞」
- 6 『改撰標準日本文法』(中文館書店、一九二八年)
- 7 注1参照
- 8 注2参照
- 9 この「の」について橋本は何も述べないが、名詞句を構成するものであると考えられる。しかし、この「の」は橋本文法では準体助詞とするはずのものである。本論文ではこの「の」の扱いについては保留しておく。
- 10 『国語学大辞典』(国語学会編、一九八〇年)「松下大三郎」(執筆、阪倉篤義)、「橋本進吉」(執筆 亀井孝) 参照
- 11 『現代日本語法の研究』(四版 恒星社厚生閣、一九五八年)
- 12 注1参照
- 13 一覧の中の、「ほど」について、橋本進吉は準体助詞に位置づけている。
- 14 『遊文録 国語学篇』(一九九六年、和泉書院。初出は「形式名詞とは何か」『講座日本語の文法』第三卷、一九六七年、明治書院)
- 15 『高等国文法新講 品詞篇』(東洋図書、一九三七年)
- 16 『日本文法 口語篇』(岩波書店、一九五〇年)
- 17 「準用語の史的展開」(『講座 日本語学』2 明治書院、一九八二年)
- 18 「萬葉集」において、同一名詞型の名詞句(モノ名詞句)の場合、ク語法9例、準体法10例、内容節型の名詞句(コト名詞句)の場合、ク語法24例、準体法22例、と両者が数量として拮抗しているという信太知子の調査結果がある。

信太知子「衰退期の連体形準体法と準体助詞「の」——句構造の観点から——」(『神女大國文』一七号、二〇〇六年)

<sup>19</sup> 他に東歌の例として次の歌がある。

日の暮れに碓氷の山を越ゆる日は背なのが(勢奈能我素低母)袖もさやに振らしつ

(『萬葉集』卷14・三四〇二)

<sup>20</sup> モノ名詞からコト名詞へと広がるという見解については既にいくつかの指摘がある。

原口裕「連体形準体法の実態——近世後期資料の場合——」

(『春日和男教授退官記念 語文論叢』、桜楓社、一九七八年)

金水敏「日本語史からみた助詞」

(大修館書店『言語』二四卷十一号、一九九五年)

青木博史「複文における名詞節の歴史」

(『日本語の研究』一卷三号、二〇〇五年)

など。

但し、青木は「の」が連体句準体言を衰退させたとする点で、本論文の解釈と異なる。

<sup>21</sup> 「準体助詞「の」の活用語承接について——連体形準体法の消滅との関連——」(『立正女子大國文』五号 一九七六年)

<sup>22</sup> 三矢重松の説

<sup>23</sup> 『国語構文論』(塙書房 一九七一年)

## 第三章 「の」の選択条件

—「こと」との置き換え—

## 第三章 「の」の選択条件

### —「こと」との置き換え—

前章では、名詞句を構成する「の」は形式名詞性を獲得しつつも本来的に助詞であることを述べた。では、そのように「の」を捉えると、序章において概観した問題—現代語の「の」と「こと」との差異は何かという問題はどのように説明できるか。本章では形式名詞「こと」の「の」へ置き換えるという観点からそのことを検討する。

#### 第一節 「の」への置き換え

現代語でことがらを名詞句として用いる場合の形式として「〜こと」と「〜の」がある。

(1) 象とその飼育係はもう十年以上のつきあいで、両者の関係が親密なものであることはそれぞれのちよつとした動作や目つきを見ればわかった。

(2) 象とその飼育係はもう十年以上のつきあいで、両者の関係が親密なものであるのはそれぞれのちよつとした動作や目つきを見ればわかった。  
(村上春樹『象の消滅』)

(1)と(2)からわかるように名詞句を構成する「こと」は「の」へと置き換えることが基本的に可能である。いくつか例を挙げてみる。

(3) たとえば記事は「象が脱走した」という表現をとっていたが、記事全体に目を通せば象が脱走なんかしていないことは一目瞭然だった。

(4) 象とその飼育係はもう十年以上のつきあいで、記事全体に目を通せば象が脱走なんかしていないのは一目瞭然だった。  
(村上春樹『象の消滅』)

(5) 飼育係がそこから鍵を盗みだすことはまず不可能だった。

(6) 飼育係がそこから鍵を盗みだすのはまず不可能だった。  
(村上春樹『象の消滅』)

しかし、実例を検討してみると、常に「こと」を「の」に置き換えることが可能なわけではないことがわかる。具体的な例は次節以降でみていくことにするが、本章では名詞句を構成する「こと」が「の」へと置き換えることができない場合、何が要因となっている

かということ、「くことは」の「く」は「の」のように、「く」と「の」の助詞「は」へと続く場合について検討する。

## 第二節 「の」へ置き換えられない場合1

「くことは」の「く」を「の」に置き換えることができない文として、次のものがある。この文の「くことは」はなぜ「くのは」へ置き換えることができないのだろうか。

(1) 僕は二十分ばかりそこで彼女と立ち話をしたが、彼女に  
対して好意を抱いてはいけないという理由はひとつと  
してみつけることはできなかった。

× (2) 僕は二十分ばかりそこで彼女と立ち話をしたが、彼女に  
対して好意を抱いてはいけないという理由はひとつと  
してみつけるのはできなかった。

(2) の文が不自然であることの理由を検討する。まず、それぞれの文の要素である「ひとつとして」について注目してみる。「ひとつとして」は陳述副詞的な要素である。ならば、文の中に陳述副詞的な要素が存在する場合、「くことは」を「くのは」に置き換えることができないのではないか。(1)を簡略化する。その際、「く理由は」の「は」を「を」に置き換えると、

(3) 僕はその理由をひとつとしてみつけることはできなかった。

となる。この「くことは」も「くのは」に置き換えることはできない。  
い。

× (4) 僕はその理由をひとつとしてみつけるのはできなかった。  
また、「ひとつとして」を取り除いても、置き換えはできない。

(5) 僕はその理由をみつけることはできなかった。  
× (6) 僕はその理由をみつけるのはできなかった。

従って、陳述副詞的な要素の有無は「の」への置き換えに関係がなさそうである。次に、述語に注目する。(6)の文は、別の述語では用いることができる。置き換え可能な例文を挙げる。

(7) 僕はその理由をみつけることは容易だった。

(8) 僕はその理由をみつけるのは容易だった。

(9) 僕はその理由をみつけることは簡単だった。

(10) 僕はその理由をみつけるのは簡単だった。

(11) 僕はその理由をみつけることは無理だった。

(12) 僕はその理由をみつけるのは無理だった。

(13) 僕はその理由をみつけることは不可能だった。

(14) 僕はその理由をみつけるのは不可能だった。

ここで注目したいのは(14)の述語「不可能だった」である。「不可能」と「できない」とは語義としてはほぼ同じである。しかし、(6)は置き換え可能であり、(14)は可能ではない。両者の違いとして、語彙の種類の違いが考えられる。前者が和語、後者が漢語ということである。しかし、和語の場合でも自然な文になる場合もある。

(15) 僕はその理由をみつけるのは難しい。

従って、語彙の種類の違いが置き換えの可否に反映しているわけではない。

(6)と(14)の差は、文全体の中で考える必要があると考えられる。(14)の文は、「僕」が「その理由をみつける」ということが事実としてあり得ないこと、すなわちあることからの実現可能性への評価を言い表した文である。(8)(10)(12)(15)の場合も「容易だった／簡単だった／無理だった／難しい」によって評価されることがらを表している点で(14)と共通する。ならば、「くことは」の「くこと」が実現可能性の評価の対象となることがらを表す場合にのみ「くのは」への置き換えが可能なのではないか。言い換えると、(6)はそういった対象を表さないため、不自然な文となるのではないか。「くことは」の形式(13)と(5)で、両者の文の違いを比較してみる。

(13) 飼育係は鍵を盗みだすことは不可能だった。

(5) 飼育係は鍵を盗みだすことはできなかつた。

(13)で「(飼育係が)鍵を盗みだす」ということを不可能であったと判断を下しているのは話し手であり、その意味でこの文は話し手が「鍵を盗みだす」という行為の実現可能性への評価(可能か不可能か)を言い表した文と言うことができる。一方、(5)の文は主語「飼育係」の行動を言い表した文である。従って、「鍵を盗み出すこと」はことからの一部を表しているだけである。二つの文には、あることからの実現可能性への評価を表す文か、純粋にことからの表す文かの、違いが認められる。そして、純粋にことからの表す文

の、そのことからの一部を構成する「こと」が「くことは」の形式で用いられる場合、「くのは」への置き換えができないのではないのか。

このように考えた場合、次の置き換えが不可であることはどのように説明されるのか。

(16) 彼は百メートルを十秒で走ることはできる。

×(17) 彼は百メートルを十秒で走るのはできる。

(16)は、「くことはできる」の形をとっており、表面上(5)に近い。だが、この文において「できる」は語「こと」と合わさって「能力がある」という意味を表す形式となっている。つまり、この文は主語「彼」の実際の動作を表しているわけではない、この文はただ純粋にことからの表しているのではない。この文は、彼には百メートルを十秒で走る能力があるということを表した文なのである。(16)の「くことができる」は

(18) 彼は百メートルを十秒で走る能力がある。

と同様の意味を表す文となっている。(16)において、「こと」はその前の部分「百メートルを十秒で走る」とともに名詞句を構成することよりも、「できる(くことはできる)」とともに「能力がある」という意味を表す形式として働くことにその文法性を発揮している。そのため、ここでの「こと」は純粋にコト名詞句を構成することに働いていない。従って、「くのは」に置き換えができないのである。ここまで述べてきたことをまとめると、(6)(17)の「くのは」の名詞句が成立しないのは、「くこと」が純粋にことからの表すコト

名詞句を構成しないからである。つまり、純粋なコト名詞句を構成しない場合の「こと」が「〜ことは」の形式で用いられる場合、「〜のは」への置き換えができないのである。

### 第三節 「の」に置き換えられない場合2

次の「〜ことは」も「〜のは」に置き換えることができない。

- (1) 町の為にすべきことは多々ある。
- × (2) 町の為にすべきのは多々ある。

その理由について考える。まず、「の」が下接している「べき」があるため、置き換えが成立しないということが考えられる。「べき」は大きくは推量系の助動詞の中に位置づけてよいであろう。従って、他の推量系の助動詞の場合、置き換えが可能かどうかを確認してみる。

- (3) 町の為にするらしいことは多々ある。
- × (4) 町の為にするらしいのは多々ある。
- (5) 町の為にしなければならぬことは多々ある。
- × (6) 町の為にしなければならぬのは多々ある。

これらの結果をみると、「こと」が推量系の助動詞に下接する場合、「〜ことは」を「〜のは」へ置き換えることができないという規則が考えられる。しかし、

- (7) 外で雨が降っているらしいことはわかる。
- (8) 外で雨が降っているらしいのはわかる。

- (9) 外で雨が降っているかもしれないことはわかる。
- (10) 外で雨が降っているかもしれないのはわかる。

のように助動詞に下接する場合は「〜ことは」を「〜のは」に置き換えることが可能であるため、この規則は成り立たない。また上記の例文であれば「らしい」のように、同じ助動詞に下接する場合でも置き換えが可能な場合とそうでない場合とがある。推量系の助動詞に下接することは置き換えの可否の直接の要因ではないと考えられる。さらに、「べき」を取り除いても置き換えることはできない。

- (11) 町の為にすることは多々ある。
- × (12) 町の為にするのは多々ある。

次に、述語についてみると、いわゆる分裂文の場合、「〜のは」に置き換えることが可能である。

- (13) 町の為にすべきことは赤字を解消することだ。
- (14) 町の為にすべきなのは赤字を解消することだ。

この場合、細かくは「〜なのは」という形になっているが、意味的には「〜ことは」と同様であり、「〜ことは」の置き換えと考えるとよいであろう。因みに、「〜ことは」をそのまま「〜のは」に置き換えることはできない。

- × (15) 町の為にすべきのは赤字を減らすことだ。
- (2) の文が成り立たないことには述語の性質が関わっていると考えられる。次にその述語の性質について検討する。「〜すべきことは」の場合、次のような述語が可能である。
- (16) 町の為にすべきことはみんなでしょう！

(17) 町の為にすべきことはやるべきだ。

(18) 町の為にすべきことはわかっている。

これらの文を「くのは」に置き換え可能か否かを確認すると、

× (19) 町の為にすべきなのはみんなでしょう！

× (20) 町の為にすべきなのはやるべきだ。

○ (21) 町の為にすべきなのはわかっている。

となる。前の二つの文と最後の文の置き換えの可否の違いは「くこと」とは「こと」が構成する名詞句の意味の違いに起因していると考えられる。前の二つの「町の為にすべきこと」とは「みんなですべき行為」、「やるべき」行為を意味している。従って、これらの「こと」は語「行為」に置き換えても意味はほぼ同じである。

(22) 町の為にすべき行為はみんなでしょう！

(23) 町の為にすべき行為はやるべきだ。

一方、後者の「町の為にすべきこと」も同様に、行為を意味している。従って、同様の置き換えが可能である。

(24) 町の為にすべき行為はわかっている。

しかし、この文の「町の為にすべきこと」は話し手が「ある行為を町の為にすべきだ。」と判断したことを表している解釈することも可能である。この場合、その判断したということがらを名詞句で表していることになる。すなわち、

(25) 町の為にすべきであるということとはわかっている。

と同義の文とする理解である。つまり、この文は多義的である。そして、この後者の意味でこの文を理解するときに、「くのは」への置

き換えが可能となる。このように理解すると、

○ (26) 町の為にすべきであるというのとはわかっている。

× (27) 町の為にすべきなのは(行為)はわかっている。

という判定になる。当該の「くことは」の文に戻ると、

(28) 町の為にすべきことは多々ある。

この文の「町の為にすべきこと」とは行為を表しており、この文はその行為が複数あることを言い表した文である。従って、この文を「くのは」に置き換えることができないのである。

ここから言えることは、形式名詞「こと」で構成する名詞句には少なくとも行為を表す場合と純粹にことがらを表す場合があり、ことがらを表す場合に限って、「くことは」の形式を「くのは」に置き換えることができるということである。前節の例(16)も、能力を表す文であるから置き換えられない。

#### 第四節 「の」への置き換えの条件

本章では名詞句を構成する「こと」が「の」へと置き換えることができない場合の要因について、助詞「は」に続く形式のなかで検討してきた。その中で、二つの要因が確認できた。一つは「こと」が名詞句を構成すること以外の面でその働きを発揮した場合に「の」へと置き換えられないということである。もう一つは、コト名詞句を構成することに働くが、その名詞句が純粹にことがらのみを表さない場合、つまり、能力、行為などがらの相貌すなわち具体的

な範疇を意味している場合には、置き換えることができないということである。これらに共通することは「こと」が構成する名詞句が純粹にことからのみを表さない場合に「の」へと置き換えることができないということである。ここから考えられることとして、コト名詞句を構成する「こと」と「の」とは常に置き換えることができるわけではなく、両者にはそれぞれ表すことのできる範囲があるということである。また、その両者が置き換え可能な場合とは純粹にことがらを構成している場合であり、それが両者に共通する性格といえよう。「の」が構成する名詞句は純粹なことがらだけを表すのか、それとも「こと」に置き換えることができない独自の意味領域を持つのかということとは別に検討する必要がある。<sup>1</sup>

本章では、「こと」と「の」という場合に限って検討してきたが、「こと」と「の」との置き換えについて既に先行研究があり、多くのことが明らかにされてきている<sup>2</sup>。しかし、置き換えの規則は「こと」が「の」が「こと」を「の」を「こと」に「の」など、それぞれの場合に応じてさらに考察していく必要がある<sup>3</sup>。

本論文は、次章で「雨が降っているのだ。」のように準体助詞（形式名詞）「の」を用いた複合形式「のだ」の文法性について検討する。「の」を構成要素として持つ複合形式には「の」か「の」かかもしれない／＼のにちがいない」などの述語形式、「の」に／＼ので「などの接続形式などがある。本章で扱った「の」はこれらの諸形式ほどには一般に複合形式として認められていない。しかし、これらの複合諸形式と「の」は」は何らかに関連することが予想される。そ

の見通しを含んで、本章では「の」を「の」を構成要素として持つ複合形式の一つとして取り上げた次第である。

<sup>1</sup> 序章で述べたように中島孝幸は「の」に「既然の「の」と「未然の「の」があることを指摘し、「の」として周辺的である後者のみが「こと」と置き換え可能であるとしている。

中島孝幸「連体修飾構造中の形式的な「の」「こと」について」（藤田保幸編『形式語研究論集』和泉書院、二〇一三年）  
<sup>2</sup> 序章でも述べたように、久野暉『日本文法研究』（大修館書店、一九七三年）を嚆矢とする。

<sup>3</sup> 「こと」「の」をラ格・ニ格のように格のレベルで分類し、述語動詞との関係から書き換え規則を明らかにすることを試みた工藤真由美「ノ、コトの使い分けと動詞の種類」（『国文学 解釈と鑑賞』五十巻三号、一九八五年）はその先駆けである。



第四章 文末を構成する「のだ」の述語性

## 第四章 文末を構成する「のだ」の述語性

本章と次章では準体助詞「の」の現代語における展開について検討する。本章では「のだ」の形式を扱う。

### 第一節 文法上の単位としての「のだ」

現代語で「雨が降っているのだ」のように用いられる「のだ」を文法上の単位として積極的に取り上げたのは、三上章である(以下、この用法の「のだ」を《のだ》と記す)。《のだ》の「の」と準体助詞「の」との異質性がその主張するところである。勿論それらを語誌的に無関係なものであると述べているわけではない。そのことは

組成は「ノ+ダ」に違いないが、これはこれで別語としなければならぬ。<sup>1</sup>

と述べることに明らかである。文の中の働きにおいて《のだ》の「の」を準体助詞ないし形式名詞のそれと別のものとして規定したということである。

そもそも《のだ》という形態が常に文法上の単位として認められてきたわけではない。山田孝雄は

待っているのはつらい。

大阪が都市として発達したのは此時からである。

の準体言(用言であって体言に準ぜられた語)、準体句(体言に準ぜ

られる附属句)で用いる「の」を「私|本」から転じた格助詞として扱う。《のだ》はその準体言、準体句が賓格として用いられたものに説明存在詞「だ」が下接したものであるとして《のだ》を一語と扱わない。<sup>2</sup>

しかし、こちらに注文があるのだ。

又銭を海に捨てるのだ。

《のだ》を独立の単位として挙げるのは、大槻文彦の『口語法』である<sup>3</sup>。そこでは《のだ》を「だ」とともに指定の助動詞とする。この二語の関係について『口語法別記』では、元来体言に下接する「だ」が用言に下接するとき名詞の代わりをする「の」がその間に入り、それにより生じたものが《のだ》であるとしている<sup>4</sup>。

待っているのはつらい。

そうすれば穏やかにすむのだ。

《のだ》の「の」は名詞の代わりをするのであるから、《のだ》は「だ」とは文法上、別の働きをしていることになる。

次に、松下大三郎は《のだ》を名詞性動詞(変態動詞)とする<sup>5</sup>。名詞性動詞とは「名詞的職能が中途から動詞にかはつたものである。即ち先づ名詞的職能を有しまだ一詞を終らない中に動詞的職能を持つものである」と規定する。つまり、《のだ》は一語でありながら、形式名詞の「の」が動詞的職能の働きをするものに変わったことになる。なお、《のだ》は形式名詞「の」の項で扱われている。

以上の二つの研究では文の中で表す意味の面から《のだ》を一つ

の単位として扱っている。しかし、文法上の働きとしては《のだ》を名詞性を持つ「の」と断定の助動詞「だ」の構成としており、「の」が形式名詞性の要素であることに変わりはない。つまり、《のだ》を積極的に文法上の単位として挙げていくわけではない。

では、三上はどのようにして《のだ》を文法上の単位として規定したのか。三上は《のだ》の「の」を形式名詞の「の」と区別する論理を、彼が「体言としての重要な資格」であるとすると「ガノ可変」、即ち「連体法の内部の主格を「ノ」に変えることのできる性質」を《のだ》が持たない点に見る。例えば、

雨が(ノ)降ル日ハ天气ガ悪イ

「雨が降ル日」を「雨ノ降ル日」とすることは可能である。これと同様のことが次の文では可能でない。

手紙ガ来タノガ遅レタノダ ↓ 手紙ノ来タノガ遅レタノダ

×手紙ノ来タノガ遅レタノダ

「手紙ガ来タノ」と並んで「手紙ノ来タノ」は可能である。しかし、「来タノガ遅レタノダ」に対して「来タノノ遅レタノダ」は可能でない。つまり、《のだ》の「の」は「来たの」の「の」と同じ資格ではないということになる。確かに、この場合連体法内部の主格「ガ」を「の」に置き換えることが可能である。だが、「ガノ可変」が必ずしも全ての連体法内部の主格「ガ」に対して有効なわけではない。別の例を挙げれば、

彼が(の)本を買った店

の「ガ」と「の」との置き換えは、「彼の本」の意でなくても可能で

ある。また、

彼が(の)本を買ったのは昨日だ。

の「彼が本を買ったの」と並んで「彼の本を買ったの」も同様に可能である。それに対して、

彼が(×の)本を買ったのだ。

の「彼が本を買ったの」は「彼の本を買ったの」と並ばない。この場合、文は「彼の本」の意において可能(有意)である。「ガノ可変」は成立しないと見るべきであろう。そのことよって《のだ》の「の」が名詞と区別されている。しかし、それは

彼が本を買った店はここだ。

に対する

彼の本を買った店はここだ。

が同じ意味では成立しないとしたら、「店」が名詞ではないという論理を導き出すことになる。また、三上は《のだ》を反省時という時制に関わるものと捉え、《のだ》について

(何々スル+ノ) + デアル を

何々スル+ (ノ+ デアル) と

括り直す。この連体命題部分「何々スル」を既成命題とし、それに話手の主観的責任の準詞部分「ノデアル」を添えて提出するというのが反省時の根本的意味とされる。つまり、連体命題「何々スル」を既成命題にすることが《のだ》の働きであるとすると、三上の主張は端的な共時論であって、《のだ》が成立的に辿った形式名詞「の」との関係はそこに説かれない。

現代語という共時態において、《のだ》が構文上の一単位であることは確かである。即ち、《のだ》を形式名詞「の」と「だ」との構成において捉えることができないことは三上によって明らかである。

しかし、《のだ》の「の」が形式名詞「の」に由来することは語誌の上で明らかであろう。ならば、構文上の一単位である《のだ》を形式名詞「の」との関係から説けないか。それが本章の課題とするところである。

## 第二節 《のだ》の文法性

先の課題に対して初めに明らかにしなければならないことは《のだ》の文の中で表わす意味についてである。

次の三つの文を述語の品詞の違いに対応させて分類してみる。それぞれ形容詞述語文、名詞述語文、動詞述語文とする。

富士山は高い。

田中は男だ。

犬が走っている。

これらの文の性格について検討してみよう。まず、述語が主語の何を規定しているかという点に着目する。形容詞述語文の述語は主語がどのような性情（性質と心情）であるかを規定する。この場合、「高い」は「富士山」の「高さ」を規定している。また、文とはそれを述べる話し手の思い―話し手が或ることがらについて然々と判断したことをことばという形を用いて言い表わしたものである。そ

の点に注目すると、「富士山が高いという性質を持っている」と話し手が判断したことを言い表わした文であると言える。同様に名詞述語文の述語は主語がどのような範疇に属しているかを規定する。この場合、「男だ」は「田中」の性別（範疇）を規定している。これも話し手の判断の言い表わしの面から言えば、「田中が男という範疇に属している」と話し手が判断したことを言い表わした文である。動詞述語文の述語は主語の動作・作用を規定する。この場合、「走っている」は「犬」の今行っている行為（動作）を規定している。話し手の判断の言い表わしの面から見れば、「犬が今走るといふ動作（行為）を行っている」と話し手が判断したことを言い表わした文である。動詞述語文の主語を表わすのにのみ「が」を用いたが、述語が主語を規定するということでは「は」と「が」の違いは問題にならないだろう。

文末に《のだ》を持つ文は上記の文の種類のどこに位置づけられるだろうか。形式名詞としての「の」は名詞句を構成する。

①りんごは赤いのが好きだ。

②早起きするのは健康によい。

《のだ》の「の」が形式名詞であると考えれば、  
③雨が降っているのだ。

の「降っているの」は範疇として「雨」の属するそれを規定していることになる。しかし、①②の「赤い」「早起きするの」が事物の概念を表わし、「の」が「もの」や「こと」という形式名詞に置き換え可能な範疇としての実質概念を持つのに対して、《のだ》の「の」

はそのような範疇としての実質概念を持たない。③は名詞述語文であるとは言えない。では、この文の述語は主語の何を規定しているのか。次の例で考える。

④これは新しい本だ。

⑤この本は新しい本だ。

これら二つの文は共に「新しい本だ」が主語「これ／この本」の範疇を規定する名詞述語文である。しかし、この二つの文が全く同じ文構造を持つわけではない。前者④の述語「新しい本だ」の「新しい」は「本」の内包を豊かにし外延を狭くする―その概念を規定する連体修飾語である。従って、④から「新しい」を取り除いた

これは本だ。

は、④と比較したとき、連体修飾による概念の限定を受けない分だけ述語の概念の内包は乏しく外延は広いことになる。後者⑤も④と同様の関係を持つとすることができる。しかし、⑤から「新しい」を取り除いた

×この本は本だ。

という文は自同判断を特に言い表わした文であることを除けば、現実的には成立しない文である。そのことに端的なように、⑤には④における連体修飾関係を認めるだけに尽きない面がある。⑤の「新しい本だ」の「本だ」が名詞述語として実質性を持たないとするとき、この文は「この本は新しい」という形容詞述語文を改めて名詞述語文に変換した文と位置づけられる。その時、述語「本だ」の「本」は、単に範疇のみを示すという点で形式名詞に似る。即ち、⑤を「こ

の本は新しいものだ」「この本は新しいのだ」に近い性格の文と捉えることが許されよう。但し、その捉え方の契機は④にも存しはする。しかし、その時「これ」は実質的に「この本」の意味として働いている。「これは新しい。」は「これ」がどういう個物であるかを抜きにしては有意味ではない。

以上のように名詞述語文を分析しておいて、再度

③雨が降っているのだ。

の名詞述語文としての可能性を検討してみても、この文はそうとは言えない。それはこの文から「降っている」を除いた

×雨がのだ

が現実的には勿論、論理的にも成り立たないことに明らかであろう。《のだ》は名詞述語としての範疇の形式を表わしているわけではない。では、この文の述語「降っているのだ」は主語「雨」の何を規定しているのか。この文は述語「降っているのだ」が主語「雨」を規定する動詞述語文とすべきではないか。《のだ》はここで述語の一部として動詞述語文の形成に働いているとみることができる。そして、形容詞に下接した場合は形容詞述語文となり、名詞に下接した場合は名詞述語文となる。

富士山は高いのだ。

《形容詞述語文》

これは花なのだ。

《名詞述語文》

犬が走っているのだ。

《動詞述語文》

ここから言えることは《のだ》は述語の主語に対する規定の仕方というところに直接関係しない、つまり《のだ》を持つ文が一定の種類

の文になるわけではないということである。《のだ》の文の種類はその上接用言の主語規定のあり方に対応している。その点で《のだ》を持つ文の論理的な意味内容は《のだ》を持たない文と等しい。

では、《のだ》を文末に持つ文は、それを持たない文とどう違い、そのとき《のだ》は文の中でどのような働きをしているのか。《のだ》を持つ文にはそれを持たない文に比べて決めつけるような強調のニュアンスを感じ取れる。そのニュアンスはどこからうまれるのだろうか。

そのことは文の種類について考えたもう一つの面、言語主体の文の言い表わしの側から見ることの中にあると思われる。

雨が降っている。

は目の前にある事態について話し手が然々と判断したことを言い表わした文である。それに対して③はそのように判断するとき文内容（ことがら）に対する話し手の思いがありありと文の表面に現れている。その文内容に対する話し手の思いとは、基本的にそのことからへの信憑（*belief*）である。《のだ》を持つ文は強い信憑の態度を表わす文であると言える。では、《のだ》を持たない文は信憑を表わさない文であると言えるかというところではない。話し手が何かを判断するとき、必ずその文内容に対して信憑は存在する。《のだ》を持つ文は単に信憑を表わすというのではなく、信憑ということをより強く表わすという特徴を持つ。《のだ》の文の性格をそのように考えるとき、《のだ》の働きとはことがら（句）を確実なこととして述べる（規定する）ことと言うことが出来る。

今、《のだ》の文の意味、その中における《のだ》の働きを取り出した。このような性格をみることで初めて《のだ》を文法上の単位と認めることができるであろう。では、何故《のだ》がこのような意味を持つのか。そのことを《のだ》の成立期にあたる「浮世風呂」「浮世床」の例を通して考えてみたい。

### 第三節 《のだ》の成立および形式名詞「の」との関係

近世江戸語の資料である「浮世風呂」「浮世床」に現れる《のだ》はその初出例ではない。今、土屋信一に従って「浮世風呂」「浮世床」の《のだ》を成立期のものとする。土屋氏「浮世風呂」「浮世床」に現れる《のだ》の実態調査を行い、その中から本稿で取り上げてきたものとは異なる《のだ》を取り出した。実際に「浮世風呂」「浮世床」の《のだ》を見ると、

おいへ「鷹が出来たの おかべ」あれは水の色を似せた計で、  
天花粉を入れたのだツサ。夫だから江戸の水とは付て見て違  
ふはな（風 三下）

のようにここで取り扱ってきた《のだ》の文と解釈できないものがある。土屋と論者とは《のだ》と言えるものとそうでないもの（以下、「のだ」と記す）との間に入りがあるが、確かに《のだ》と認められないものが存在する。これらが全く別の語であり、偶々形態が同じであるに過ぎないのであれば、特に問題はない。しかし、  
ちやば「…ドレく土龍が本なら液をつけて穴をあけてやら

う びん「よさつし。貸本屋から借たのだ」(床 二上)

のように《のだ》とも「のだ」とも解釈可能なものが存在し、これらを全く無関係なものとすることはできない。「のだ」について土屋は、

準体助詞が変化し、現代語で普通に使われるような「のだ」

文が生まれるまでの段階でのさまざまな「のだ」文

であるとされた。即ち、《のだ》と「のだ」との史的な関係について述べられた。それに対して、ここでは「のだ」と《のだ》とはどのようなに違うのか、またその二つは何故、同一の形態を持つのかについて考えてみたい。

次の場面には「のだ」と《のだ》の両方が現れる。

ばゞ「…わたしらが嫁はそんな口松じやアござへやしねへ。

⑥人さまの噂などは是許も仕たことのねへのだ。アイ、そり

やアわたしが見上て居やす。〈中略〉そつちの子こそ常不<sup>レ</sup>断、

おらが孫をなかせてよこすは。⑦コレ、鳴込で能けりやア、

こつちから鳴こむのだよ した「…着物がきたねへの、

内が貧乏だのと、がきの口からいふことばじやアねへ。⑧て

めへたちが云て聞せるからいふのだア。(風 二下)

これは子供の喧嘩に端を発し、一方の子の祖母「ばゞ」と他方の子の母「お舌」が言い争う場面である。⑥は「のだ」であり、⑦⑧は《のだ》である。⑥を「のだ」と考えるのは文脈からの解釈と、「仕たことのねへの」の「の」が連体修飾内部で主語を表わしていることによる。この文は文脈から考えて「わたしらが嫁は」が省略されて

いる。この文の「のだ」の「の」はこの嫁を指しており、「人さまの噂などは是許も仕たことのねへの」が「わたしらが嫁」(個体)の範疇を規定する名詞述語文で、「人さまの噂などは是許も仕たことのねへの」はモノ名詞相当の句である。「のだ」の「の」はその範疇の形式面を担っている。同様の「のだ」の例を少し挙げてみよう。

・ばんとう「沢山買込だの ぶた「後生願だ。ヒ、是だア。

たまねへく。南無妙法蓮華経く。なもほねぎよくく。

お題目の書有る燈籠だア。⑨安かねへ御祖師様のお書遊ばつ

たのだ。安かねへ十二文だ (風 四下)

・おいへ「賈が出来だの おかべ「あれは水の色を似せた計で、

天花粉を入れたのだツサ。夫だから江戸の水とは付て見て違

ふはな(風 三下)

・けち「…や、コレく。其籠の端にあるは何ぢやいな 商「是

かエ。こりやア何茸とかいふものさ。ヲ、それく、舞茸

とかいふ物を乾たのだツサ。…(風 四中)

・(外を季節外れの巫女が歩いてるを見て) びん「あれは裏の

内で呼にやつたのだ(床 初下)

これらも同様である。それぞれ「この題目／あれ(あの水)／これ

(この茸)／あれ(あの巫女)」という個体について述べた文である。

⑨の場合、「この題目」を「御祖師様のお書遊ばつた」ところの「題

目」へと位置づけている。その他の例は主格を「の」で表わしてい

るわけではないが、文の意味において⑥⑨に並ぶと考えられる。

《のだ》の文についてみると、⑦は引用箇所直前でお舌が「思う

さま鳴込でやるべい」と述べており、そのことに對して「思うさま鳴込でやるべい」と述べた文である。⑧はお舌がばゞの孫たちがお舌の子供たちに「着物が汚い、貧乏だ」などと悪口を言うことについて「ばゞたちが家で悪口を言っている」からそのように言うことと述べている。《のだ》の文について「のだ」の文と対応させて言えば、⑧の場合「てめへたちが云て聞せるからいふの」はコト名詞相当の句と言える。ただし、モノの「の」のように形式名詞一般に置き換えられない。《のだ》の「の」はその範疇の形式面を担っていると言える。同様の例を挙げると、

・びん「彦左衛門は舞台を辞したさうだの 長「むづかしくいふの、辞したなどト びん「⑩おらが旦那の口癖が移だのだ」

(床 初下)

・さる「…夫婦中がよくは夫婦喧嘩もねへ筈だが、親子喧嘩の場合こまには夫婦喧嘩さ。(中略)ほんにくからつきり気の休まる間がねへ とり「ハテ、そんなことに苦勞をするはおめへの損だよ。気で気が休らねへのだ。(風 二上)

・たこ「あの唄は人のうたふのは皆すこたんだの。(中略)たこ「今唄った文句は、全体長いものさ。江戸の者は不残の文句をしらずに、所く切抜てうたつてゐるのだ。(床 二下)

などがある。このように「のだ」の文と《のだ》の文とを比較した場合、その文で述べられる対象が個体についてであるか、或ることからについてであるかという点に違いがある。それに対応してそれぞれの文で述べられる「の」に上接する句がモノ相当のそれである

か、コト相当のそれであるかの差が認められる。本節の冒頭近くで

ちやぼ「…ドレく土龍が本なら液をつけて穴をあけてやらう びん「よさつし。貸本屋から借たのだ(床 二上)

は「のだ」とも《のだ》とも解釈可能であると述べた。文の意味として省略されているものを補えば、「この本は貸本屋から借りたのだ」となる。「のだ」と解釈する場合、「貸本屋から借りたの」がモノ名詞句となっており、《のだ》と解釈する場合、「貸本屋から借りたの」はコト名詞句となっていることになる。

モノ名詞句、コト名詞句に関連して形式名詞「の」との関係について述べる必要がある。前節の①「赤いの」はモノ名詞句であり、

②「早起きするの」はコト名詞句である。実際「の」を「もの」「こと」に置き換えることも可能である。名詞の表わす事物の概念の階層(ヒエラルキ)というものを想定すれば、形式名詞「の」の表わす範疇の實質概念は「もの」「こと」よりも上位に位置すると言える。しかし、①②の「の」に認められる範疇の實質概念は「の」自体が持つものではない。例えば、「ケーキを切るもの」がモノの範疇に属する實質概念を持ち、「ケーキを切ること」がコトの範疇に属する實質概念を持つというとき、それぞれの範疇性並びにその實質概念は形式名詞「もの」「こと」が担っていると言えるのに対して、「ケーキを切るの」は範疇性を持つと言ふことはできるが、それ自体で範疇の實質概念は確定されない。「の」は「ケーキを切る」ということに名詞としてのまとまりを与える(範疇規定)だけであり、その範疇としての實質性は文の中の他の部分との関係によって決定する。



ケーキを切るのが欲しい。／ケーキを切るのに便利だ。

また、「の」が文中において常に他の名詞への置き換えられるわけではないことからそのことが言えよう。

勝った方が泣くのが受験。

「もの」「こと」などの形式名詞は範疇としての実質概念を持つが故に、ときに単独の用法を持ちうる。

モノは良いが値は高い。／コトは重大だ。

しかし、範疇としての実質概念を持たない「の」は単独用法を持たない。以上のことから、形式名詞「の」は上接の句に名詞的なまとまりを与える働きだけを持つ語と考えられる。形式名詞としての「の」は、それが現実の名詞句としての意味を実現するために、「もの」や「こと」に置き換えられるような範疇としてのあり方を持つ。それに対して、《のだ》はその働きがことからの確定性として現われる。「だ」は述定の語尾であり、価値的には「の」から分出したものである。「だ」は《のだ》の「の」の働きが述定することの面で発揮されることの質が分出した語尾なのである。

ことからの確定性ということと（コト相当の）名詞句を構成するということとは即座には繋がらない。例えば、⑩の場合「おらが且那の口癖が移たの」がコト相当の名詞句であるということは、「おらが且那の口癖が移た」ことをコトの範疇へと位置づけるということであると図式的に言うことはできる。しかし、この文において「おらが且那の口癖が移た（の）」ということがらは文内容の一部を構成するものではなく、この文で述べられる文内容そのものである。従

って、「おらが且那の口癖が移た」をコトの範疇へと位置づけるということは論理的には認められるが、文の意味的な現実性としてはほとんど意味を持たない。たとえば、前節でみた「この本は本だ」という文が思い合わされる。「この本は本だ」式の文は、

（何と言われようと）私は私だ。

だけど大きくなっても、めだかはめだか。

のように自同判断から脱却することで現実的な意味を獲得することができる。それと同じように《のだ》もことからの確定性という面で現実的な意味を獲得したのではないのか。

前節にあげた信憑ということがそこから発する。ことからの確定することとは、まずはそれに対する一義的な信憑をもつことであるうから。

- 1 三上章『現代語法序説』（刀江書院 一九五三年） 三上の引用は全てこの書からのものである。
- 2 山田孝雄『日本口語法講義』（宝文館 一九二二年）
- 3 国語調査委員会編（主査委員大槻文彦 株式会社国定教科書共同販売所 一九一六年）
- 4 国語調査委員会編（主査委員大槻文彦 大日本図書株式会社 一九一七年）
- 5 松下大三郎『標準日本文法』（紀元社 一九二四年）
- 6 土屋信一「浮世風呂・浮世床の「のだ」文」（『近代語研究』第七集 武蔵野書院 一九八七年）
- 7 「浮世風呂」には『日本古典文学大系』（岩波書店）、「浮世床」には『日本古典文学全集』（小学館）をテキストとして用いる。用例の表記に当たってそれぞれ「風」「床」と略記し、編と巻については数字と上中下のみを略記する。

第五章 文末を構成する「のか」の表現性

## 第五章 文末を構成する「のか」の表現性

前章に引き続いて、準体助詞「の」の現代語における展開であると考えられる文末を構成する「のか」の形式について検討する。

### 第一節 「のか」の表現

「雨が止んだのか。」という文は文の種類からいえば基本的に疑問文である。しかし、疑問文としての典型的な形式である文末を「か」が構成する疑問文とは表す意味が少し異なる。例えば、

雨は止んだか。

雨が止んだか否か、雨が止むということが現実において起こったか否かを問うように、すなわち「か」が構成する疑問文はあることがらが現実において起こっているか否かを問う文である。一方、

雨は止んだのか。

も何を問うているかという点から言えば、「か」の文と同様、雨が止むということが現実において起こったか否かを問うることになる。しかし、「のか」の文には、本当に止んだのだろうか、とそのことがらが起こったということを訝しく思う話し手の心情、聞き手に問い掛ける場合はそのことがらが事実であることを確認しないしは

念押しするニュアンスが感じられる。

また、「のか」の文には疑問文とは言い難いものがある。

雨が止んだのか、鳥が鳴いている。

この「のか」の句は雨が止んだということを今、断言することはできないが、おそらくそうではないかという、あることがらを話し手が推測することの表現となっている。雨が止んだということが事実であるか否かを問うのではなく、問うということの前提にあるそのことがらが事実であるか否かが不定であるということが表現として発揮されていると言えよう。また、この推測の表現は「鳥が鳴いている」ということ理由の推測、すなわち後句に対してその理由の規定を行なっている。その点で、この「のか」の句は、

雨が止んだから、鳥が鳴いている。

の「くから」の句に通う。もちろん、「のか」と「くから」の句は異なる。「くから」の句では、雨が止んだことを実現したことがらとして述べられており、「鳥が鳴いている」こと理由として確定した事実として規定されている。「のか」の句の後句のことがらに対する理由とは、あくまでも話し手が理由として推測しているに過ぎず、確定的なこととして述べられているわけではない。その意味で、

雨が止んでいるのだろうか、鳥が鳴いている。

のような推量表現に最も近いだろう。

さらに、雨が止んだことに気づいたときに用いる、

雨が止んだのか！

の場合、目の前で起こっている現象についての言い表しであり、そ

のことがらは話し手にとって事実でしかない。その点で疑問文、疑問表現ということから逸脱している。表現形式のことを絡めて言えば、この場合の「のか」は前章で考察したことから確定的に述べた文法形式《のだ》と置き換えることが可能である、それほどに疑問ということから逸脱している。

雨が止んだのだ！

疑問文が表現として多様な拡がりを持ち、疑問表現のみを表すのではないこと、疑問文一般がどのような表現性をもつかということについての整理は既に宮地裕、山口堯二によってなされている<sup>1)</sup>。しかし、個別の疑問形式について検討してみると、それぞれが独自の表現性および、その拡がりをもっていると考えられる。例えば、先に挙げた「のか」の非疑問表現を「か」へと置き換えた

雨が止んだか、鳥が鳴いている。

は現代という共時態において、「のか」よりは不自然な文に感じられる。

雨が止んだか！

についても、「のか」の文とは異なる表現性が感じられる。

では、「のか」が文末を構成する文はどのような表現性をもっているか、どのような拡がりをもつか、それが準体助詞「の」からどのような説明されるか、「の」とどのようにかかわるか。<sup>2)</sup>

## 第二節 「のか」の表現性の広がりと言憑

疑問文とは話し手にとって不明確な事柄を人に問うというのが基本である。「のか」の文も基本的には疑問文であり、不明確な事柄を聞き手に問う次のようなものが基本的な用法であると考えられる。

（泥棒と、その金だけは持っていないでくれと懇願する住人との会話）

泥棒「まあ、そう興奮することはないだろう。これだけの生活

だ。この程度の金がなくなっただって、路頭に迷うことも

ないはずだ。それとも、なにか特別の理由でもあるのか」

住人「いや、それは言えない」

（星新一「盗難品」）

この文は、形式的には特別の理由があるか否かを問うている。だが、ひよつとして特別な理由があるのではないか、あるのだろうかと問いたですニュアンスがあり、そのことを含めての疑問文である。

このように「のか」の疑問文は、単に相手に問いかけているのではない、あるニュアンスを伴う場合が多い。むしろ前節で、設定したような疑問を發して答えを求める、そのような場合は「のか」を用いない、それが実例のあり方であろう。

次の例は、より疑問に近いが、やはり別の要素が観察される。一往問いかけてはいるものの、相手は二人称、聞き手としての資格を基本的に欠くことが前提されている。

風が吹いてきたよ 風にのれようまく だけどあまり強い風は命取りになるよ 君はプロペラを知らないのか？

（井上陽水「紙飛行機」）

これは聞き手を欠くということにおいて、別の類とのつながりを見ることのある例でもある。

こうした聞き手への疑問がそれ以外の表現的意味として発される、その典型が次の、よく知られた例である。

もしもしかめよかめさんよ せかいのうちにたまえほど

あゆみののろいものはない どうしてそんなにのろいのか。

(童謡「うさぎとかめ」)

イソップ童話を題材にした有名な童謡である。これは「うさぎ」が「かめ」の「あゆみののろい」ことに対してその理由を問うている疑問文であるとする解釈も一応可能である。しかし、うさぎは特にかめの歩みが遅い、その生態上の理由が知りたいわけではない。物語の前提としてかめは歩みがのろいのであり、むしろうさぎは、あきれ、あなどっていることを表明した文である。そのニュアンスは前の「君はプロペラを知らないのか」の例にも認められることである。「うさぎとかめ」の二番の歌詞が、

なんとおっしゃるうさぎさん そんならおまえとかけくらべ

むこうの小山のふもとまで どちらがさきにかけてつか

のように、「あゆみののろい」ことの理由を答えるのではなく、あなどられたかめがウサギに挑むことに如実であろう。

そうした、問いかげが相手へのあきれやあなどりとして表現されるあり方は、一つにことながらへの感嘆につながっている。あきれとは、失望した感嘆である。

長電話 何をそんなに話すことがあるのかと

不思議がられてるけど

べつに 何か用があるときにだけ

話したいと思うとは限らない

(中島みゆき「きつと愛がある」)

あまりの通話時間の長さにあきれている相手からの疑問、「不思議がられる」ことだが、もとより長さは感嘆すべき、そしてあきれられるほどの長さである。この例のように、疑問詞と共起する場合、感嘆文として用いられることが見られる。この場合、相手が答えようのない疑問として発せられるという特徴がある。このタイプの文は自問の疑問文との交渉が考えられる。

右の例にも見られる詰問風のニュアンスは、次の例により明らかである。

泥棒「なぜばれたのだろう。お前が連絡したのか」

住人「そんなことはない。ここには電話もなければ、非常ベル

もない」

(星新一「現代の人生」)

泥棒がある家に盗みに入った。そこに警察官がやってきた。泥棒は自分が盗みに入ったことが発覚したのだと思い込んでいる場面である。ここで聞き手である住人に問いかけていることは警察に電話したのが住人であるか否かということである。基本的には疑問文であるが、ここには、単に相手に答えを求めているだけではないニュアンスがある。まさかお前が連絡したのではないだろうなという連

絡をしていないということへの話し手の確認、念押しニュアンスが感じられる。単純な疑問文というより、むしろその確認、念押しの表現であることが前面に感じられる。

更に次の二例は反語的な問いかけとなっている。

・(人形を売りにきた老婆に対する心のなかでの男のつぶやき)  
人形ばかりは、いまのところ不要だ。なんでそんなものを売  
りたがるのだろう。おれが買いそうにでも見えるのか。

(星新一「人形」)

・「…そちらは大丈夫ですか」「ええ……」ほかに答えようがない。  
い。順三は腹をたてた。まぬけな警官め。こんな場合、どう  
すればいいのだ。そばにいますとでも、答えるというのか。

(星新一「計略と結果」)

前者は論理的には「おれが買いそうにでも見える」か否かを問う疑問文ということになる。しかし、実際にはそのことを積極的に表す文ではない。むしろ、老婆の人形を売りに来るという行動を非難するニュアンス、あるいは「買いそうに見えないだろう?」という聞き手である老婆に訴えかける態度が強く感じられる文である。後者も同様で、論理上は「答えるという」か否かを問う文である。しかし、実際には「大丈夫ですか」というこの状況での質問としては無意味である質問をした警官に対して「答えられるわけないだろ!」というような怒りの態度が感じられる。疑問文は実際の場面では、聞き手に答えを求めて問いかける。その答えを予め話し手が持った形で述べたのがこれらの文であろう。

次に、聞き手が一人の個人ではなく、社会一般、つまり不特定の聞き手といった相手に対する例がある。

TVのニュース・キャスターは「誰がどのようにして象を脱  
出させ、どこに隠したのか、そしてその動機は何であったの  
か?」と締め括った。

(村上春樹「象の消滅」)

キャスターは、視聴者に答えを求めてはいない。自らが疑問とすること自体を視聴者に投げかけているだけである。その点では、「の」は疑問的な命題を確認するように働いていると見える。次の例はそこにニュアンスが加わる。

(前評判の高かったベルギー代表が日本代表に敗れた次の日の新聞のコラムの見出し)

ベルギーは本当に強いのか。

この文は形式的にはベルギーが強いということが本当であるか否かを一応問うているといえる。これは、新聞記事の見出しとして、読者全体に対して疑問を発する形式をもっている。しかし、限定すれば記者という話し手は、読者から意見を求めているわけではない。むしろ話し手は、ベルギーは本当に強いとは言えないのではないのかと言うことを暗に表明して、その命題に対する読者の共感を求めているというのが、この記事の実際の意味であろう。

そこに見られる疑問的な命題の提示というあり方は、次の例に明らかである。

「やってみましょうよ。このピンの魔力が本当なのかどうかを……」

(星新一「金色のピン」)

「このピンの魔力が本当であるか否か」ということは、今問われているのではない疑問の形式によって「本当でない」可能性が提示されている。裂きに示した反語的の場合とも通じる。このタイプで顕著なのは、「やってみましょう」といった検証を言う表現を伴うことである。次の「たしかめた」もそうである。

「……その言い分が本当なのか、ドアのそとで会話を聞いて、たしかめたわけだ」

(星新一「盗難品」)

そうしたあり方は、話し手自身を聞き手とするような、話し手内部での疑問形式と一脈通じている。そして、そこにも単に自らに問うのではないニュアンスがある。

次の例は自己への強い納得を表している。

(自身が医師免許を持っていないことが警察に発覚した。しかし、医師はそれが発覚した理由がわからないでいる)

「……追いつめられた犯人といっしょです。飛びこんでは危いと思つて、芝居をしたわけですよ。警察も、それほどばかではありません」

「芝居だったのか……」

(星新一「計略と結果」)

ここでも、話し手(医師)は自身が医師免許を持っていないことが

今頃発覚したことを疑問に思っている。しかし、それは警察が芝居をしただけで、無免許医であることが発覚したわけではないことを警察官によって告げられる。その告白により、話し手は自身の疑問が解消する。「のか」の文はここでも話し手の持っていた疑問が解消したことを表す文である。

逆に納得を拒むこととしての自責や自嘲というあり方が、次の二例に見られる。最初は自責である。

なぜあの飛行機に乗せたのか。九年の人生で一番怖い思いをしたであろう時に、どうしてそばにいてやれなかったのか。お母さんの文章は、始終自分を責める言葉で埋まっていました。直接そうは書かれていませんが、自分が殺してしまった、という思いが伝わってきました。

(小川洋子「物語の役割」)

ある年の夏休み、九歳の男児が大阪の伯父さんの家に遊びに行く途中、飛行機の墜落事故により命を落とす。そのことについて母親が書いた文章の一節である。「のか」の文は形式的には「(自身が)飛行機に乗せた」理由、「(自身が)そばにいてやれなかった」理由を自らに問う自問の疑問文であるということが出来る。しかし、それらの理由を自身に問い、自身もその問いに答えようと詮索している文というよりは、自身の取った行動に対して「飛行機に乗せなければよかった」「そばにいてやればよかった」と後悔し、それをしなかつた自身を責める母親の後悔、自責の表現として用いられている。言わば自己への詰問である。それは少し角度を変えれば自嘲として



現れる。

いつからこんなふうになったのか 子供のようには戻れない  
強がりはやせよと笑われて 淋しいと答えて 泣きたいの

(中島みゆき「強がりはやせよ」)

この文では「こんなふうになった」自分に対する嫌悪が自嘲を伴って現れている。

これら様々なケースは、疑問的命題という、先にあげたことを中心に説明を与えることができる。特定または不特定の聞き手への問いかけとは、その命題が聞き手に対して発されており、一方の自問的な場合はそれが話し手内部へと発された場合である。そして、実際には、その対象が聞き手あるいは話し手自身として限定しがたい例もある。

でもいったいどこから来たのか、これら気前のよき贈り物は？

(小川洋子『物語の役割』)

気前のよい贈り物がどこから送られてきたのか、見当がつかない。だから、どこから来たのかと問うている。そのことを純粹に問うた疑問文とも見えてしまう。しかし、ここには聞き手は存在しないし、話し手が何らかのニュアンスをもって自問しているのでもない。この問いを受けることのできるのは、話し手や聞き手といったことばを交わし合うような存在ではない。それらを越えた―例えば神なら答えるだろうという意味において、これは誰かに問われているのではない。自己を越えて問うているという点では、話し手内部にも存

する間主観的な共同性であろう。つまり、この例では疑問的な命題自体が表現されている。

こうした種々の用法が、「のか」にあって、それが「か」の用法より広いあり方を持つのは、もっぱら「の」の働きによると言える。つまり、前節で「のだ」において指摘した、それが信憑の表明としてあることと共通した、言わば信憑の疑問形式と言えるようなあり方がここに見られるからである。感嘆、あざけり、詰問、納得、自嘲といった種々のニュアンスは、信憑と言うことの実際の諸形式と見ることができるのである。

1 宮地裕『文論』(明治書院、一九七一年)

山口堯二『日本語疑問表現通史』(明治書院、一九九〇年)

2 吉田茂晃は「のですか」の表現を、「判定要求」と「説明要求」、「事実」と「意向」と「予測」という疑問対象の区別や「借問」と「尋問」と「試問」という疑問の動機など、複数の観点から「のですか」の分類を試みている。しかし、本章で扱う「雨が止んだのか、〜」「雨が止んだのか！」などの疑問ということが表面的には認めにくいものは分類の対象として扱っていない。

吉田茂晃「疑問文の諸類型とその実現形式―ノデスカ/マスカ型疑問文の用法をめぐる―」(『島大國文』二二、一九九四年)

終章

まとめと展望

## 終章 まとめと展望

本論文は、形式名詞として働く準体助詞「の」について、その文法的特性を五つの章に分けて論じた。

第一章では、「の」が構成する名詞句が名詞句として成立することの契機に焦点をあてて、「の」の研究史を概観した。「の」に名詞句であることの主要契機を求める場合、「の」が形式名詞性をもつことを今後説明する必要がある、連体形語句に主要契機を求める場合、「の」がそこで果たす役割を説明する必要がある、ということ述べた。

それを承けて、第二章は、「の」の形式名詞性が、近代文法学の中でどのように立論されてきたかを詳細にたどり、形式名詞の意義であるところの範疇ということの中で、「の」が範疇の形相のみを、最も純粹に表すものであるとした。またその語誌を検討して、その名詞性が、元来古代日本語の中に成立した連体形準体言の衰退とともにあらためて連体法を与えるところに得られたものであることを明らかにした。そして、そのことが一方での非名詞性、すなわち今もなお助詞に他ならないことの理由であると立論した。

第三章は、序章にふれた「の」と「こと」を比較して、相互の置き換えが可能な場合と不可能でない場合とを検討し、「こと」が行為や態度など具体的な範疇を表す場合には「の」への置き換えが起こらないこと、逆に純粹にことがらを表す場合に「の」への置き換えが

許されることを示した。その結果は、第二章の結論と見合っている。第四章と第五章は、「の」が「だ」「か」を伴って文末に現れる場合の表現的特徴を明らかにした。そこで「の」は、ことがらへの信憑を表すという新しい展開をもつということを論じた。

現代語の中で「の」は形式名詞と等価性をもつが、形式名詞一般との差異はその本来の連体助詞としての性格に由来している。準体助詞という橋本進吉の用語は、それを含んだ新たな規定の下にこの語の名称として用いうるであろう。助詞が形式名詞性を獲得し、そしてその獲得したものによって、この助詞は形式名詞になりすましているのである。

それは更に展開を持っている。形相としてのみ形式名詞である準体助詞「の」は、ことがらの確定という述語性を發揮して文末を構成する。ここに取り上げた「のだ」「のか」は、基本的に信憑ということに「の」が働き、それが文末表現に彩をつけることを述べた。こうした「の」を構成にもつ「のだろう」「のかもしれない」「のちがいない」などの文末形式について論じることは今後の課題である。

振り返って、序章に挙げた現代日本語研究の「の」と「こと」の違いについて「の」が「五感によって直接体験」した、「現実」性の事態を表すというの「の」が範疇づけをするという名詞句をつくることの経験の現実を正しく直接的に体现していることの、事態への帰結であると、ひとまずは言えるであろう。

## 参考文献

- 青木博史「複文における名詞句の歴史」(『日本語の研究』一三二 二〇〇五年)
- 青木博史「名詞の機能語化―形式名詞を中心に―」(『日本語学』二九一―一 二〇一〇年)
- 揚妻祐樹「形式的用法の「もの」の構文と意味〈解説〉の「ものだ」の場合」(『国語学研究』三〇 一九九〇年)
- 安達隆一「名詞句構造における「モノ」「コト」「ノ」―統語論的構造の差異を中心として―」  
(『愛知教育大学国語国文学報』三一 一九七七年)
- 石井照雄「連体の構造(四)―形式名詞「の」による転換連体―」(『信州大学教養部紀要』二八 一九九四年)
- 石黒 圭「「のだ」に関する一試論」(『一橋大学留学生センター紀要』三 二〇〇〇年)
- 井島正博「名詞述語文をつくる名詞節―形式名詞の成立根拠を考える―」(『日本語学』二九一―一 二〇一〇年)
- 井島正博「文末ノダ文の構造と機能」(『国語と国文学』八九―一 二〇一二年)
- 泉井久之助『言語の研究』(有信堂文庫 一九五七年)
- 井手 至『遊文録 国語学篇』(和泉書院 一九九六年)
- 井上和子『変形文法と日本語(上)』(大修館書店 一九七六年)
- 内田賢徳「よみづめの「もの」」(『帝塚山学院大学研究論集』一六 一九八一年)
- 内田賢徳「準用語の史的展開」(『講座 日本語学2文法史』 明治書院 一九八二年)
- 江口 正『日本語の構造変化と文法化 2形式名詞から形式副詞・取り立て詞へ―数量詞遊離構文との関連から―』  
(青木博文編 ひつじ書房 二〇〇七年)
- 大鹿薫久「疑問文の解釈」(『語文』五五 大阪大学国語国文学会 一九九〇年)
- 大嶋秀樹・加藤久雄「補文標識「の」「こと」の名詞性とその選択について」  
(『奈良教育大学紀要』四八―一 一九九九年)
- 奥田靖雄「説明(4)―話しあいのなかでの「のだ」―」(『ことばの科学』一〇 二〇〇一年)
- 尾野治彦「小説における補文標識「の」「こと」の使い分けについて―語り手の心的態度の観点から―」  
(『日本語科学』一五 二〇〇四年)
- 紙谷栄治「「のだ」について」(『京都府立大学学術報告 人文』 三三三 一九八一年)

- 川越菜穂子「補文標識「の」「こと」「もの」の使い分けについて―韓国語を母語とする日本人学習者の立場から―」  
 (『人間文化学部研究年報』八 帝塚山学院大学 二〇〇六年)
- 木枝増一『高等国文法新講 品詞篇』(東洋図書 一九三七年)
- 菊地康人「「のだ(んです)」の本質」(『東京大学留学生センター紀要』一〇 二〇〇〇年)
- 金水 敏「疑問文のスコープと助詞「か」「の」「」」(『国語と国文学』八九―一〇 二〇一二年)
- 金水 敏「日本語の疑問詞疑問文と「の」の有無」(『語文』九九 大阪大学国語国文学会 二〇一二年)
- 工藤真由美「ノ、コトの使い分けと動詞の種類」(『国文学解釈と鑑賞』五〇―三一 一九八五年)
- 久野 暉『日本文法研究』(大修館書店 一九七三年)
- 久野 暉『新日本文法研究』(大修館書店 一九八三年)
- 古座暁子「くか、くのか―会話文における場合―」(『教育国語』九七 一九八九年)
- 小松光三「いわゆる準体助詞「の」の表現機能」(『愛媛大学人文学会創立二十周年記念論集』一九九六年)
- 近藤安月子「「のだ」が指標する話し手の主観性」(『月刊言語』三五―五 二〇〇六年)
- 近藤泰弘「の」「こと」による名詞節の性質」(『国語学』一九〇 一九九七年)
- 近藤泰弘『日本語記述文法の理論』(ひつじ書房 二〇〇〇年)
- 佐伯梅友「助詞「の」をめぐって」(『大東文化大学紀要』一 一九六四年)
- 堺 則彦「助詞「の」について」(『解釈』二三四 一九七七年)
- 佐久間鼎『現代日本語法の研究』(恒星社厚生閣 一九五二年)
- 佐治圭三「「の」の本質―「こと」「もの」との対比から―」(『日本語学』一三五 一九九三年)
- 佐治圭三「「くのだ」の中心的性質」(『京都外国語大学研究論叢』五〇 一九九八年)
- 佐治圭三「「くのだ」補説」(『無差』六 一九九九年)
- 佐藤 佑「現代日本語の動詞性名詞による名詞化について」(『東京外国語大学日本研究教育年報』一二 二〇〇七年)
- 重見一行「「ものだ」文の構造と表現」(『国語国文』七二―一 二〇〇三年)
- 信太知子「準体助詞「の」の活用語承接について―連体形準体法の消滅との関連―」(『立正女子大國文』五 一九七六年)

- 信太知子「衰退期の連体形準体法と準体助詞「の」句構造の観点から」(『神女大國文』一七 二〇〇六年)
- 菅野高志「「の」と「こと」の使い分けについての一考察—ヲ格の名詞節の場合—」(『日本語と日本語教育』二六 一九九八年)
- 菅野高志「「の」と「こと」の使い分け—「難しい」が選択する主格名詞節—」(『日本語と日本語教育』二七 一九九九年)
- 相馬明日香「「形式名詞」の取扱いについて」(『さわらび』九 二〇〇〇年)
- 相馬明日香「「形式名詞」における小考」(『さわらび』一〇 二〇〇一年)
- 相馬明日香「文構造における形式名詞」(『甲南大学紀要文学編』一二八 二〇〇三年)
- 高市和久「形式名詞論の成立—改撰標準日本文法—まで」(『日本文芸論集』一八 一九八八年)
- 高市和久「形式名詞」と名詞の形式化(『国語学研究』二六 一九八六年)
- 田上 稔「準体助詞「の」について」(『女子大國文』一二六 一九九九年)
- 田野村忠温『現代日本語の文法—「のだ」の意味と用法』(和泉書院 一九九〇年)
- 田野村忠温「「のだ」の機能」(『日本語学』一一一 一九九三年)
- 土屋信一「浮世風呂・浮世床の「のだ」文」(『近世語研究』第七集 武蔵野書院 一九八七年)
- 土屋信一「「のだろう」以前—江戸語の「だろう」の用法—」(『小松英雄博士退官記念 日本語学論集』一九九三年)
- 常石希望「もの、こと、のの使い分け〔上〕」(『愛知大学外国語研究室紀要』二六 一九九八年)
- 常石希望「もの、こと、のの使い分け〔下〕」(『愛知大学外国語研究室紀要』二七 一九九九年)
- 寺村秀夫『日本語教育指導参考書5 日本語の文法(下)』(大蔵省印刷局 一九八一年)
- 寺村秀夫『日本語のシntaxと意味』第Ⅱ巻(くろしお出版 一九九〇年)
- 時枝誠記『日本文法 口語篇』(岩波書店 一九五〇年)
- 富田博文「日本語補文構造考—「こと」と「の」について—」(『関東学院大学文学部紀要』二九 一九八〇年)
- 中島孝幸「連体修飾構造中の形式的な「の」「こと」について」(藤田保幸編『形式語研究論集』 和泉書院 二〇一三年)
- 中溝朋子「ノニについて—接続助詞の用法と副詞的用法—」(『日本語教育』一一四 二〇〇二年)
- 中山 崇「準体助詞「の」の通時的研究」(『日本文学教室』八 一九五〇年)
- 名嶋義直『ノダの意味・機能—関連性理論の観点から』(くろしお出版 二〇〇七年)

- 仁科明・吉村紀子「補文標識の出現―「の」の歴史的变化―」（『国際関係・比較文化研究』三 静岡県立大学 二〇〇五年）
- 野田春美「「のだ」と終助詞「の」の境界をめぐる」（『日本語学』一二二― 一九九三年）
- 野田春美『日本語類義表現の文法（上） 第4章「のか」』（宮島達夫・仁田義雄編 くろしお出版 一九九五年）
- 野田春美『「の（だ）」の機能』（くろしお出版 一九九七年）
- 野田春美「「のだ」の意味とモダリティ」（『ひつじ意味論講座4』 ひつじ書房 二〇一二年）
- 野村剛史「疑問語疑問文の転変」（『国語学』四五 東北大学大学院文学研究科 二〇〇六年）
- 野村剛史「ノダ文の文法記述」（『国語と国文学』八九― 二〇一二年）
- 橋本 修「補文標識「の」「こと」の分布に関わる意味規則」（『国語学』一六三 一九九〇年）
- 橋本 修「『の』補文の統語的・意味的性質」（『文芸言語研究・言語編』二五 一九九四年）
- 橋本進吉『国語法研究』（岩波書店 一九四八年）
- 橋本進吉『国文法体系論』（岩波書店 一九五九年）
- 濱田留美「「わけ」「の」「もの」（『紀要』一二 国際学友会日本語学校 一九八八年）
- 原口 裕「準体助詞「ノ」の定着―和歌の俗語訳の場合―」（『国語学』一二三 一九八〇年）
- 原田登美・小谷博泰「準体助詞「の」をめぐる」（『甲南大学紀要文学編』八七 一九九三年）
- 原田芳起「いわゆる準体助詞に関する史的考察―現代方言の多様性に及ぶ―」（『大阪樟蔭女子大学論集』八 一九七〇年）
- 北條淳子「日本語教育における形式名詞「の」の扱い」（『早稲田大学語学教育研究所紀要』三四 一九八七年）
- 堀川智也「「のだ」を用いる文の焦点」（『北海道大学言語文化部紀要』一九 一九九一年）
- 堀口和吉「「のだ」の表現性」（『山辺道』二九 一九八五年）
- 前田直子「逆接を表わす「の」の意味・用法」（『東京大学留学生センター紀要』五 一九九五年）
- 前田直子『日本語研究 第十二章 形式名詞』（明治書院 二〇一〇一年）
- 益岡隆志「不定性のレベル」（『日本語教育』七七 一九九二年）
- 益岡隆志「説明・判断のモダリティ」（『神戸外大論叢』五二―四 二〇〇一年）
- 松下大三郎『標準日本文法』（紀元社 一九二四年）



- 松下大三郎『改撰標準日本文法』（勉誠社 一九七四年）
- 松原純一「形式名詞「の」「こと」の構文上のはたらき」（『国語研究室』二 東京大学国語研究室 一九六三年）
- 三上 章『現代語法序説』（刀江書院 一九五三年）
- 三木幸信「助詞「の」の一つの見方」（『女子大國文』六 一九五七年）
- 三矢重松『高等日本文法』（明治書院 一九〇八年）
- 三矢重松『高等日本文法』増訂改版（明治書院 一九二六年）
- 宮地朝子「形式名詞に関わる文法史的展開―連体と連用の境界として―」（『国文学 解釈と教材の研究』五〇―〇五 二〇〇五年）
- 宮地朝子「形式名詞の文法化―名詞句としての特性から見る―」（『日本語の構造変化と文法化』青木博文編 ひつじ書房 二〇〇七年）
- 宮地 裕『文論―現代語の文法と表現の研究―』（明治書院 一九七一年）
- 村田昌巳「実質と形式―モノ・コトの用法から―」（『同志社国文学』五四 二〇〇一年）
- 森田美恵子「埋め込み文をつくる「の」に関する研究」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』二八 二〇〇六年）
- 森山卓郎『日本語動詞述語文の研究』（明治書院 一九八八年）
- 柳田征司「「の」の展開、古代後から近代後への」（『日本語学』一三五 一九九三年）
- 柳田征司「無名詞体言句から準体助詞体言句（「白く咲けるを」から「白く咲いているのを」）への変化」（『愛媛大学教育学部紀要』二五―二 一九九三年）
- 山口堯二『日本語疑問表現通史』（明治書院 一九九〇年）
- 山口堯二「準体法の推移と準体助詞「ノ」の形成」（『大阪大学教養部研究集録（人文・社会科学）』四一 一九九三年）
- 山口堯二『構文史論考』（和泉書院 二〇〇〇年）
- 山口佳也「「のだ」の文について」（『国文学研究』五六 一九七五年）
- 山口佳也「「のだ」の文のとらえ方」（『早稲田大学国語教育研究』九 一九八六年）
- 山田孝雄『日本文法論』（宝文館 一九〇八年）

- 山田孝雄『日本口語法講義』（宝文館 一九二二年）
- 山田孝雄『日本文法学概論』（宝文館 一九三六年）
- 山西正子「準体助詞「の」の使用状況」（『淑徳短期大学研究紀要』三三 一九九四年）
- 山村仁朗「文末を構成する「のだ」の述語性」（『歴史文化社会論講座紀要』三 二〇〇六年）
- 山村仁朗「準体助詞「の」の選択条件―「こと」への置き換え―」（『歴史文化社会論講座紀要』一一 二〇一四年）
- 幸松英恵「「のだ」文におけるテンス・アスペクトの変容」（『日本語文法』六一 二〇〇六年）
- 吉川泰雄「形式名詞「の」の成立」（『日本文学教室』九 一九五〇年）
- 吉田金彦「現代文における「の」の意味・用法」（『月刊 文法』二一 一九七〇年）
- 吉田茂晃（書評）田野村忠温著「現代日本語の文法1―「のだ」意味と用法―」（『国語学』一六四 一九九一年）
- 吉田茂晃「疑問文の諸類型とその実現形式―ノデスカ／マスカ型疑問文の用法をめぐって―」（『島大國文』二二 一九九四年）
- 吉田茂晃「ノダ形式の連文的側面」（『国文学研究ノート』二一 一九八八年）
- 吉田茂晃「ノダ形式の構造と表現効果」（『国文論叢』一〇 一九八八年）
- 吉田茂晃「（ノダ）の表現内容と語性について―（ノダ）は説明の助動詞か―」（『山辺道』四四 二〇〇〇年）
- 渡辺 実『国語構文論』（塙書房 一九七一年）
- 渡辺 実『国語意味論』（塙書房 二〇〇二年）
- 渡邊ゆかり「ヲ格補文標識「の」「こと」の使い分け―仮説設定のプロセスとその意識―」（『三重大学日本語学』七 一九九六年）
- 渡邊ゆかり「用言後接型準体助詞「の」の成立背景と統語的使用領域の拡張について」（『広島女学院大学日本文学』一七 二〇〇七年）
- 渡邊ゆかり『文補語標識「こと」「の」の意味的相違に関する研究』（溪水社 二〇〇八年）